

參考資料

放課後児童クラブおよび放課後子供教室の一体型実施に関するアンケート調査

全国の都道府県における放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施の推進方策などについて把握することを目的として、本アンケート調査を実施します。

業務ご多忙の折、誠に勝手なお願いで恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解の上、何卒ご協力くださいますようお願い申し上げます。

調査の概要とご記入にあたっての留意点等

1. 本調査は、厚生労働省 令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業として採択を受け、みずほけーち&テクノロジーシーズ(株)が実施しています。
2. 調査対象：全国の都道府県 (47都道府県)
3. 回答者：放課後児童クラブおよび放課後子供教室所管部署のご担当者様
(放課後児童クラブ所管部署宛てにお送りしますが、関係部局・関係者とも協議、調整いただいた上でご回答ください)
4. 調査提出締切日：2021年10月28日(木)
返送先メールアドレス：houkagojdou@mizuho-ir.co.jp

※ 回答済みの電子ファイルをメール添付のうえ、下記に記載のE-mailアドレス宛てにお送りください。

5. ご記入に当たっての留意点

- (1)-1 選択式の回答欄は薄い水色の箇所です。こちらにご回答をお願いいたします。
リストより「O」または該当する数値を選択してください。

③ 放課後児童クラブと放課後子供教室の所管部署 (1つを選択)	1. 同じ (共管を含む) 2. 異なる
------------------------------------	-------------------------

- (1)-2 数値や文章を入力いただいた回答欄は黄色の箇所です。こちらにご回答をお願いいたします。

委員会等の開催回数を入力ください。 (1年間での概数)	回
--------------------------------	---

- (2) 本調査のご回答内容については、秘密を厳守し、他の目的に使用することはいいたしませんので、ご回答いただける範囲でご記入ください。なお、本調査へのご協力は任意であり、ご協力いただけない場合も不利益が生じるようなことは一切ございません。

- (3) 調査結果の公表にあたっては、原則として統計処理を行ったうえで掲載いたします。そのままの情報が公表されることはございません。

- (4) 弊社はプライバシーマーク認定事業者です。ご提出いただきました個人情報情報は弊社の「お客様の個人情報保護に関するプライバシーポリシー」に則り厳重に管理します。

【調査実施主体・お問い合わせ先】

みずほけーち&テクノロジー株式会社
 社会政策コンサルティング部 (担当：泉、鈴木、松本、杉田、渡邊)
 〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3
 E-mail: houkagojdou@mizuho-ir.co.jp
 Tel: 03-5281-5276 (土日祝を除く、9:00~17:00)

放課後児童クラブおよび放課後子供教室の一体型実施に関するアンケート調査 (都道府県票)

【本シートの説明にご回答いただく前にご確認ください事項】

- ・このシートでは、各都道府県における放課後児童クラブおよび放課後子供教室の連携推進方策に関するお問い合わせです。
- ・回答に際しては、関係部局・関係者とも協議、調整いただいた上でご記入をお願いいたします。
- ・特に断りのない限り、令和3年5月1日時点の状況をお答えください。
- ・黄色セル又は水色のセルが回答記入欄です。黄色セルには数値やテキストをご記入ください。水色セルはリストから該当するものを選択してください。なお、リストで「その他」の選択肢を選んだ場合には、具体的な内容を記入いただく欄を設けています。こちらは白色のセルとなっておりますが、ご記入いただいた場合と大変参考になり、ありがたいです。

都道府県名：	
--------	--

問1 放課後児童クラブおよび放課後子供教室の所管部署についてお答えください。

① 放課後児童クラブ 所管部署 (Oはいくつでも) <small>※ 数値の場合は「3.その他」を選択してください。</small>	1. 福祉部局 2. 教育委員会 3. その他 ⇒ (具体的に：)
② 放課後子供教室 所管部署 (Oはいくつでも) <small>※ 数値の場合は「3.その他」を選択してください。</small>	1. 福祉部局 2. 教育委員会 3. その他 ⇒ (具体的に：)
③ 放課後児童クラブと放課後子供教室の所管部署 (1つを選択)	1. 同じ (共管を含む) 2. 異なる

問2 新・放課後子ども総合プランに基づく事業計画・行動計画(※)の策定状況についてお答えください。

※ 新・放課後子ども総合プランでは、市町村が放課後児童クラブ・放課後子供教室両事業の整備に向けて円滑な取組促進を図られるようとする観点から、都道府県に対して「(子ども・子育て支援法に基づく基本指針や次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針に則し) 都道府県子ども・子育て支援事業計画又は都道府県行動計画に盛り込むべき事項」を定めています。以降は、責自治体が新・放課後子ども総合プランに基づき策定している計画についてお伺いするものです。なお、この計画については以降の説明では「行動計画等」と呼ぶことにします。

① 策定した行動計画等について、 当てはまるものをお選びください。 <small>(1つを選択)</small>	1. 都道府県子ども・子育て支援事業計画と一体ものとして策定している 2. (都道府県子ども・子育て支援事業計画に関する委員会での議論を基に検討した) 放課後児童クラブおよび放課後子供教室に係る事項のみの策定としている
② 行動計画等を策定する上での体制・方法として、当てはまるものをお選びください。 <small>(Oはいくつでも)</small>	1. 新・放課後子ども総合プランに関する委員会での議論を基に検討した 2. 都道府県庁内の放課後児童クラブ及び(又は)放課後子供教室の所管部署にて検討を行った 3. 市区町村を交えて検討を行った

<p>③-1,2,3の設問は、①で「1.都道府県子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定している」を選択した場合のみお答えください。それ以外の自治体は、問3へお進みください。</p>	
<p>③-1. 第二期子ども・子育て支援事業計画の行動計画策定時の対応として、当てはまるものをお選びください。(1つを選択)</p>	<p>1.放課後児童クラブ・放課後子供教室に関する計画を見直した→③-2へ</p> <p>2.放課後児童クラブ・放課後子供教室に関する計画を見直さなかった→③-3へ</p>
<p>③-2. 見直しの具体的な内容について、当てはまるものをお選びください。(1つを選択)</p>	<p>1.市区町村計画量を反映し、見直しを完了した</p> <p>2.市区町村計画量の反映に加えて、都道府県にて行動計画(量以外)の見直しを行った</p> <p>↳ 都道府県においてどういった点を見直したのか、教えてください。</p> <p>()</p> <p>3.その他</p> <p>↳ 具体的に記入してください。</p> <p>()</p>
<p>③-3. 見直しを実施しなかった理由(自由回答)</p>	
<p>問3 市町村において同事業の計画的な整備が行われるよう、貴自治体の行動計画等に盛り込んでいる事項についてお答えください。</p>	
<p>①放課後児童クラブ職員及び放課後子供教室スタッフの研修の実施方法、実施回数等(研修計画)についてお伺いします。 ※放課後児童支援員の認定資格研修以外の研修についてお答えください。</p>	
<p>①-1. 研修に関する行動計画等への記載状況について当てはまるものをお選びください。(1つを選択)</p>	<p>1.行動計画等に盛り込んでいる</p> <p>2.行動計画等に盛り込んでいない</p>
<p>①-2. 研修の実施状況として当てはまるものをお選びください。 ※行動計画等への記載の有無にかかわらずお答えください。(1つを選択)</p>	<p>1.実施している</p> <p>2.今後実施する予定</p> <p>3.実施していない</p> <p>4.その他 ↳ 具体的に記入してください。</p> <p>()</p>
<p>①-2-1. (①-2で「1.実施している」と回答した場合)取組の具体的な内容として、当てはまるものをお選びください。(1つを選択)</p>	<p>1.取組んでいる</p> <p>2.今後取り組む予定</p> <p>3.取り組んでいない</p> <p>4.その他 ↳ 具体的に記入してください。</p> <p>()</p>
<p>①-2-2. (上記で「1.同事業の職員・スタッフの合同研修」と回答した場合)「a.実施内容」を教えてください。</p>	<p>a. 合同研修の実施回数(1つを選択)</p> <p>1.年に1・2回 2.年に3・4回 3.それ以上 4.不定期</p>
<p>b. 合同研修の内容(自由回答)</p>	

<p>②教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策についてお伺いします。</p>	
<p>②-1. 教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する行動計画等への記載状況として当てはまるものをお選びください。(1つを選択)</p>	<p>1.行動計画等に盛り込んでいる</p> <p>2.行動計画等に盛り込んでいない</p>
<p>②-2. 教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する取組状況として当てはまるものをお選びください。(1つを選択) ※行動計画等への記載の有無にかかわらずお答えください。</p>	<p>1.取り組んでいる</p> <p>2.今後取り組む予定</p> <p>3.取り組んでいない</p> <p>4.その他 ↳ 具体的に記入してください。</p> <p>()</p>
<p>②-2-1. (②-2で「1.取組んでいる」と回答した場合)取組の具体的な内容として、当てはまるものをお選びください。(〇はいくつでも)</p>	<p>1.会議体の設置</p> <p>2.連携推進役(窓口等)の設置</p> <p>3.定期的な情報共有や協議の機会</p> <p>4.異動(併任含む)</p> <p>5.その他 ↳ 具体的に記入してください。</p> <p>()</p>
<p>③特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策についてお伺いします。</p>	
<p>③-1. 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策に関する行動計画等への記載状況として当てはまるものをお選びください。(1つを選択)</p>	<p>1.行動計画等に盛り込んでいる</p> <p>2.行動計画等に盛り込んでいない</p>
<p>③-2. 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策に関する取組状況として当てはまるものをお選びください。(1つを選択) ※行動計画策定有無にかかわらずお答えください。</p>	<p>1.取組んでいる</p> <p>2.今後取り組む予定</p> <p>3.取り組んでいない</p> <p>4.その他 ↳ 具体的に記入してください。</p> <p>()</p>

問4 放課後児童クラブおよび放課後児童教室の一体的な又は連携した実施を推進するための取組についてお伺いします。
 ※ここでは、(共働き家庭等)か否かを問わず、全ての児童が一緒に参加できるように学習・体験活動プログラムの実施に向けた同事業間の情報共有や協働・協力を「連携」といいます。また「一体的な」実施(又は「一体型」)は、同一小学校内等で同事業を実施し、連携するものを指します。

① 都道府県担当部署における放課後児童クラブおよび放課後児童教室の連携に向けた実施の推進に向けて実施している取組をお述べてください。(〇はいくつでも)

1. 推進委員会等の設置 ※新・放課後子ども総合プランに関する単独の委員会をいいます。
2. 都道府県と市区町村による協議・情報共有の場の設定
3. 放課後児童クラブ・放課後児童教室の連携(一体型を含む)に関する情報提供(事例集・パンフレット作成、動画配信等)
4. 一体的な又は連携した運営に関する運営マニュアルの作成
5. 一体的な又は連携した運営における安全管理マニュアルの作成
6. 連携に関する相談役・相談窓口の設置
7. 一部地域での一体型・連携実施の試行
8. 先進地域の視察
9. その他 → 具体的に記入してください。 ()

※推進委員会：市区町村において円滑な取組推進が図られるよう、管内・域内における放課後児童対策の総合的な在り方についての検討(新・放課後子ども総合プラン)をご参照ください)

② (①で「1. 推進委員会等の設置」を選択した場合) 推進委員会等について教えてください。

②-1. 委員会等の構成員について当てはまるものをお選びください。(〇はいくつでも)
1. 都道府県の福祉部担当
2. 都道府県の教育委員会担当
3. 市区町村の福祉部担当
4. 市区町村の教育委員会担当
5. 学校関係者
6. PTA関係者
7. 社会教育関係者
8. 児童福祉関係者
9. 学識経験者
10. 放課後児童クラブ関係者
11. 放課後児童教室を含む地域学校協働活動関係者
12. 学校運営協議会関係者
13. (選択肢6～12以外の) 地域住民
14. その他 → 具体的に記入してください。 ()

②-2. 委員会等の開催回数をご記入ください。(1年間での概数)

②-3. 委員会等での主な議決内容について当てはまるものをお選びください。(〇はいくつでも)

1. 教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策
2. 都道府県内における放課後児童クラブ及び放課後児童教室の実施方針
3. 安全管理方針
4. 人材確保及び質の向上のための従事者・参加者の研修の企画・充実
5. 広報活動方策
6. 事業実施後の検証・評価
7. その他 → 具体的に記入してください。 ()
②-4. 委員会等での議決内容を公表していますか。(1つを選択)
1. 公表している
2. 公表していない
②-4-1. (②-4で「公表している」と回答した場合) 公表の頻度や方法について、教えてください。(自由記入)

問5 放課後児童クラブ・放課後児童教室の一体的な又は連携した実施の推進に関するご意見・ご要望を自由に記入ください。(自由記入)

問6 本調査研究では、一体型実施の推進状況等についてより詳細に把握するため、アンケート調査と併せてヒアリング調査を実施予定です。お答えなれば、ヒアリング調査へのご協力の可否をお教えてください。また、ご協力いただける場合は、ご連絡先をご記入ください。 ※現状の状況を鑑み、オンライン (WEB会議ツール利用) によるヒアリングも対応可能です。

① ヒアリング調査協力可否 (1つを選択)
1. 可
2. 否
(1) 担当部署名
(2) ご担当者名
(3) 電話番号
(4) E-mail

★アンケート調査は以上です。ご協力ありがとうございました★

放課後児童クラブおよび放課後子供教室の一体型実施に関するアンケート調査

全国の市区町村における放課後児童クラブおよび放課後子供教室の一体型実施の推進方策やその運営体制や効率的な運営に向けた工夫などについて把握することを目的として、本アンケート調査を実施します。
業務が多忙の折、誠に勝手なお願ひで恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解の上、何卒ご協力くださいますようお願い申し上げます。

調査の概要とご記入にあたっての留意点等

1. 本調査は、厚生労働省 令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業として採択を受け、みずほリーチ&テックロジーズ（株）が実施しています。
2. 調査対象：全国の市区町村（悉皆）
3. 回答者：放課後児童クラブおよび放課後子供教室所管部署のご担当者様
（放課後児童クラブ所管部署宛てにお送りしますが、関係部局・関係者とも協議、調整いただいた上でご回答ください）

4. 調査提出締切日： **2021年10月28日（木）**

※ 回答済みの電子ファイルをメール添付のうえ、下記に記載のE-mailアドレス宛てにお送りください。

返送先メールアドレス： **houkagojido@mizuho-ir.co.jp**

5. ご記入に当たっての留意点

- (1)-1 選択式の回答欄は薄い水色の箇所です。こちらにご回答をお願いします。

リストが「○」または該当する数値を選択してください。

③放課後児童クラブと放課後子供教室の所管部署（1つを選択）	1. 同じ（共管を含む）	2. 異なる
-------------------------------	--------------	--------

- (1)-2 数値や文章を入力いただく回答欄は黄色の箇所です。こちらにご回答をお願いします。

一体化した運営を行う放課後児童クラブ・放課後子供教室の数	か所
------------------------------	----

- (2) 本調査のご回答内容については、秘密を厳守し、他の目的に使用することはいいたしませんので、ご回答いただける範囲でご記入ください。なお、本調査へのご協力は任意であり、ご協力いただけない場合も不利益が生じるようなことは一切ございません。

- (3) 調査結果の公表にあたっては、原則として統計処理を行ったうえで掲載いたします。そのままの情報が公表されることはございません。

- (4) 弊社はプライバシーマーク認定事業者です。ご提出いただきました個人情報は弊社の「お客さまの個人情報保護に関するプライバシーポリシー」に則り厳重に管理します。

【調査実施主体・お問い合わせ先】

みずほリーチ&テックロジーズ株式会社
 社会政策コンサルティング部（担当：泉、鈴木、松本、杉田、渡邊）
 〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3

E-mail: houkagojido@mizuho-ir.co.jp

Tel: 03-5281-5276（土日祝を除く、9：00～17：00）

放課後児童クラブおよび放課後子供教室の一体型実施に関するアンケート調査（市区町村票）

【本アンケートの設問にご回答いただく前にご確認ください事項】

- ・このシートでは、各市区町村における放課後児童クラブおよび放課後子供教室の運営方針や連携方策に関してお伺いします。回答に際しては、関係部局・関係者とも協議、調整いただいた上でご記入をお願いいたします。
- ・特に断りのない限り、令和3年5月1日時点の状況をお答えください。
- ・黄色セル又は水色のセルが回答記入欄です。
- ・黄色セルには数値やテキストをご記入ください。水色セルはリストから該当するものを選択してください。
- ・なお、リストでその他の選択肢を選んだ場合には、具体的な内容をご記入いただく欄を設けています。こちらは白色のセルとなっておりますが、ご記入いただける場合と大変参考になり、ありがたいです。
- ・数値を回答いただく設問において、該当数がない場合には（空欄ではなく）「0」を記入してください。

1. 自治体の概要について

問1 貴自治体の状況について記入してください。

①自治体名	都道府県名：	市区町村名：
④放課後児童クラブの設置状況（1つを選択）	1. 設置している（民設民営のみを設置している場合を含む）	
	2. 設置していない ⇒ ③を回答後、⑤へ	
②-1. 放課後児童クラブ所管部局（○はいくつでも） <small>※林野の場合は「3. その他」を選択してください。</small>	1. 福祉部局	
	2. 教育委員会	
	3. その他 ⇒（具体的に：_____）	
③放課後子供教室の実施状況（1つを選択）	1. 実施している	
	2. 実施していない ⇒ ⑤へ	
③-1. 放課後子供教室所管部局（○はいくつでも） <small>※林野の場合は「3. その他」を選択してください。</small>	1. 福祉部局	
	2. 教育委員会	
	3. その他 ⇒（具体的に：_____）	
④放課後児童クラブと放課後子供教室の所管部局（1つを選択）	1. 同じ（共管を含む） 2. 異なる	
⑤放課後子供教室以外の地域学校協働活動（※1）実施状況（1つを選択）	1. 実施している（1か所でも実施している場合には「1」を選択）	
	2. 実施していない ⇒ 問2へ	
⑤-1. 地域学校協働活動推進員（※2）の委嘱状況（1つを選択）	1. 地域学校協働活動を実施している全ての地区で委嘱	
	2. 地域学校協働活動を実施している一部の地区で委嘱	
	3. 委嘱していない	
	4. その他 ⇒（具体的に：_____）	

⑤-2. 地域活動協働活動
推進員の放課後子供教室への関わり (1つを選択)

1. 放課後子供教室を含めた地域学校協働活動をコーディネートしている
2. 放課後子供教室の活動に係るコーディネートは行っていない
3. その他 ⇒ (具体的に:)

⑥ 社会教育主事の配置状況 (1つを選択)

1. 配置している
2. 配置していない

※1 地域学校協働活動: 地域の高齢者、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供の学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動
※2 地域学校協働活動推進員: 教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との情報共有を図るとともに、地域住民等に対する助言などを行うといった、地域と学校をつなぐコーディネーターの役割を担う者

2. 放課後児童クラブと放課後子供教室の実施状況について (細めの回答例を参考してください)

問2 放課後児童クラブと放課後子供教室の実施状況について記入してください。
該当するものがない(0か所)の場合には、「0(ゼロ)」を記入してください。

① 放課後児童クラブの数(か所)をそれぞれ記入してください。
【放課後児童クラブ】 公立公営 【放課後児童クラブ】 公立民営 【放課後児童クラブ】 公立民営
【放課後子供教室】 公営 【放課後子供教室】 委託 【放課後子供教室】 その他

② 放課後子供教室の数(か所)をそれぞれ記入してください。
⇒放課後児童クラブと放課後子供教室の一方又は両方を実施していない自治体は、⑤に進んでください。

③ ①及び②の内訳をお伺いします。
放課後児童クラブと放課後子供教室の数を「実施場所別に」記入してください。

実施場所・主な活動場所		実施場所・主な活動場所	
a-1. 小学校内等で実施 (※)	a-2. 小学校外で実施	a-1. a-1のうち、同一小学校内等で実施	a-3. 合計
A. 放課後児童クラブ(か所) : ①の内訳数を記入			0
B. 放課後子供教室(か所) : ②の内訳数を記入			0

※「小学校内等」の考え方は: 小学校に隣接(通りを挟んだ向かい側等を含む)している場合等、児童自身で小学校からの移動を安全に行うことが可能である場合は「小学校内等」とみなします。以降、全て同様の考え方でご回答ください。

④ ①及び②の内訳をお伺いします。放課後児童クラブ・放課後子供教室の数を「事業間での児童の行き来・連携状況別に」記入してください。

b-1. 放課後児童クラブの利用児童が放課後子供教室活動に参加できる(※)

b-1-1. b-1のうち、活動企画・運営で同事業職員が協働している	b-1-2. b-1のうち、同一小学校内等で事業実施	b-2. 放課後児童クラブ利用児童は放課後子供教室に参加できない	b-3. 合計
★			0
A. 放課後児童クラブ(か所) : ①の内訳数を記入			0
B. 放課後子供教室(か所) : ②の内訳数を記入			0

※「参加できる」の考え方: 実際の参加人数や放課後子供教室の活動日数は問いません。

⇒④で★の欄に「1」以上を記入した自治体は、④-1に進んでください。
それ以外の自治体(★の欄に「0」を記入した自治体)は、④3に進んでください。

④-1. ④で★に該当する放課後児童クラブ・放課後子供教室を以下a-eの項目下で類型化してください。そのうえで、各類型(パターン)に該当する放課後児童クラブ・放課後子供教室数(★の内訳)を記入してください。(パターン数が6つ以上になる場合は、自治体内で多くみられるパターンを5つ記入してください。)

★を以下a-eの項目下で類型化

パターン	a. 児童クラブ 運営形態 (1つを選択)	b. 子供教室 運営形態 (1つを選択)	c. 子供教室 活動頻度 (1つを選択)	d. 子供教室運営主体 (1つを選択)	e. 同事業の 運営主体 (1つを選択)	f. ★に該当する児童クラブ・子供教室数
パターン 1	1. 公立公営 2. 公立民営 3. 私立民営	1. 公営 2. 委託 3. その他	1. 毎日 2. 週1回以上 3. 月1~2回 4. 月1回より少ない 5. 長期休暇中のみ	1. 市区町村 2. 保護者会・運営委員会・任意団体・NPO 3. 社会福祉法人、社団・財団法人、学校法人 4. 営利法人 5. その他	1. 同じ 2. 異なる	↓数を記入
パターン 2	1. 公立公営 2. 公立民営 3. 私立民営	1. 公営 2. 委託 3. その他	1. 毎日 2. 週1回以上 3. 月1~2回 4. 月1回より少ない 5. 長期休暇中のみ	1. 市区町村 2. 保護者会・運営委員会・任意団体・NPO 3. 社会福祉法人、社団・財団法人、学校法人 4. 営利法人 5. その他	1. 同じ 2. 異なる	↓数を記入

	a.児童クラブ 運営形態 (1つを選択)	b.子供教室 運営形態 (1つを選択)	c.子供教室 活動頻度 (1つを選択)	d.子供教室運営主体 (1つを選択)	e.同事業の 運営主体 (1つを選択)	f.数
パ タ 1 > 3	1.公立公営 2.公立民営 3.私立民営	1.公営 2.委託 3.その他	1.毎日 2.週1回以上 3.月1~2回 4.月1回より少ない 5.長期休暇中のみ	1.市区町村 2.保護者会・運営委員会・任意団体・NPO 3.社会福祉法人、社団・財団法人、学校法人 4.営利法人 5.その他	1.同じ 2.異なる	↓数を記入
パ タ 1 > 4	1.公立公営 2.公立民営 3.私立民営	1.公営 2.委託 3.その他	1.毎日 2.週1回以上 3.月1~2回 4.月1回より少ない 5.長期休暇中のみ	1.市区町村 2.保護者会・運営委員会・任意団体・NPO 3.社会福祉法人、社団・財団法人、学校法人 4.営利法人 5.その他	1.同じ 2.異なる	↓数を記入
パ タ 1 > 5	1.公立公営 2.公立民営 3.私立民営	1.公営 2.委託 3.その他	1.毎日 2.週1回以上 3.月1~2回 4.月1回より少ない 5.長期休暇中のみ	1.市区町村 2.保護者会・運営委員会・任意団体・NPO 3.社会福祉法人、社団・財団法人、学校法人 4.営利法人 5.その他	1.同じ 2.異なる	↓数を記入

⑤この設問は、放課後児童クラブと放課後子供教室の一方または両方を実施していない自治体にお伺いします。

放課後児童クラブを設置していない場合は⑤-1、放課後子供教室を実施していない場合は⑤-2にご回答下さい。
(両事業を実施している自治体は、問3へ進んでください)

⑤-1.(放課後児童クラブを実施していない場合)実施していない理由をお答えください。(〇はいくつでも)

- 1.利用二一スがない
- 2.実施体制(運営主体、人材)を確保できない
- 3.実施体制(場所)を確保できない
- 4.実施体制(予算)を確保できない
- 5.放課後子供教室を実施することで、利用二一スに対応している
- 6.(放課後子供教室以外の)独自事業等を実施することで、放課後児童クラブの利用二一スに対応している
- 7.その他(具体的に: _____)

⑤-2.(放課後子供教室を実施していない場合)実施していない理由をお答えください。(〇はいくつでも)

- 1.参加希望がない
- 2.実施体制(運営主体、人材)を確保できない
- 3.実施体制(場所)を確保できない
- 4.実施体制(予算)を確保できない
- 5.独自事業や他の活動(放課後子供教室以外の地域学校協働活動を含む)を実施することで、放課後子供教室の参加希望に対応している
- 6.その他(具体的に: _____)

⇒放課後児童クラブと放課後子供教室の一方または両方を設置していない自治体は、問8に進んでください。

3. 放課後児童クラブ・放課後子供教室の事業計画について

問3 貴自治体の放課後児童クラブ・放課後子供教室に関する事業計画・行動計画(※)についてお伺いします。
※新・放課後子ども総合プランでは、市町村(特別区を含む、以下同じ。)に対して「(子ども・子育て支援法に基づき基本指針や次世代育成支援対策推進に基づく行動計画策定指針に則し)市町村子ども・子育て支援事業計画又は市町村行動計画に盛り込む事項」を定めます。以降は、市町村における計画の策定に向けて、貴自治体が策定している計画についてお伺いするものです。なお、この計画について以降の設問では「計画」又は「行動計画等」と呼ぶことにします。

①計画策定の建付け
(1つを選択)

- 1.市町村子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定している
- 2.(市町村子ども・子育て支援事業計画)に関する委員会での議論を基に検討した)放課後児童クラブおよび放課後子供教室に係る事項のみの策定としている

②放課後児童クラブの年度ごと
の量の見込み及び目標整備
量
(1つを選択)

- 1.計画内に明示 ⇒②-1へ
- 2.明示していない ⇒③へ

②-1.目標整備量の範囲
(1つを選択)

- 1.補助対象外施設を含めた目標事業量を明示している
- 2.補助対象外施設は目標事業量に含めていない

②-2.一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の2023年度に達成されるべき目標事業量(1つを選択)	1.計画内に明示 2.明示していない	
③放課後子供教室の年度ごとの量の見込み及び目標達成備量(1つを選択)	1.計画内に明示 2.明示していない	
問4 貴自治体の行動計画等には、下記の7項目に関する記載がありますか。計画内に明示している場合には、その内容も記入してください。(計画の内容をそのまま転記いただいて結構です)		
①放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策(1つを選択)	1.計画内に明示→具体内容() 2.明示していない	
②小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策(1つを選択)	1.計画内に明示→具体内容() 2.明示していない	
③放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策(1つを選択)	1.計画内に明示→具体内容() 2.明示していない	
④特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策(1つを選択)	1.計画内に明示→具体内容() 2.明示していない	
⑤地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組(1つを選択)	1.計画内に明示→具体内容() 2.明示していない	
⑥各放課後児童クラブが、放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策(1つを選択)	1.計画内に明示→具体内容() 2.明示していない	
⑦放課後児童クラブの役割を異なす観点から、各放課後児童クラブにおける育ち支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策(1つを選択)	1.計画内に明示→具体内容() 2.明示していない	

⑧ 貴自治体の行動計画等において、上記以外で明示していることがあれば、その内容を記入してください。(自由記入)	
問5 放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施に関する検討体制についてお伺いします。貴自治体では、同事業の実施に関して「運営委員会(※)での検討」や「小学校区ごとの協議会での検討」を行っていますか。行っている場合は、その詳細についてもお答えください。 ※ここでいう「運営委員会」とは、市町村が地域の実情に応じた初等的な放課後児童クラブおよび放課後子供教室の実施に関する検討の場として設置するものを指します(新・放課後子ども総合プランをご参照ください)。	
①運営委員会の設置有無(1つを選択)	1.設置している ⇒①-Iへ 2.設置していない ⇒②へ
①-1.運営委員会の構成員(Oはいくつでも)	1.行政関係者(教育委員会及び福祉部局) 2.学校関係者 3.P.T.A関係者 4.社会教育関係者 5.児童福祉関係者 6.学識経験者 7.放課後児童クラブ関係者 8.放課後子供教室を含む地域学校協働活動関係者 9.学校運営協議会関係者 10.(選択肢3～9以外の)地域住民 11.その他 ⇒(具体的に:)
①-2.運営委員会での検討内容(Oはいくつでも)	1.教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策 2.小学校の余裕教室等の活用方策と公表 3.活動プログラムの企画・充実 4.安全管理方策 5.ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策 6.広報活動方策 7.放課後児童クラブ及び放課後子供教室実施後の検証・評価 8.一体型又は連携した取組の実施方策 9.人材確保及び質の向上のための従事者・参画者の研修の企画・充実 10.その他 ⇒(具体的に:)

<p>②小学校区ごとの協議会の設置状況 (1つを選択)</p> <p>1.放課後児童クラブ・放課後児童教室の運営に関する会議体を設置している(「2」は非該当)</p> <p>2.学校運営協議会の中で放課後児童クラブ・放課後児童教室に関する話し合いを行っている(「1」は非該当)</p> <p>3.上記「1」「2」のいずれも実施している</p> <p>4.その他 ⇒ (具体的に: _____)</p> <p>5.放課後児童クラブ・放課後児童教室に関する話し合いの場合は設置していない ⇒ <u>問6</u></p>	
<p>②-1.小学校区ごとの協議会の構成員 (0はいくつでも)</p> <p>1.行政関係者(教育委員会及び福祉部局)</p> <p>2.学校関係者</p> <p>3.PTA関係者</p> <p>4.放課後児童クラブ関係者</p> <p>5.放課後児童教室関係者</p> <p>6.地域住民</p> <p>7.その他 ⇒ (具体的に: _____)</p>	
<p>②-2.検討内容 (0はいくつでも)</p> <p>1.余裕教室等の年間使用計画</p> <p>2.放課後児童クラブ・放課後児童教室の活動計画</p> <p>3.活動プログラムの企画・運営</p> <p>4.子どもや保護者の課題</p> <p>5.その他 ⇒ (具体的に: _____)</p>	

問6 放課後児童クラブ・放課後児童教室の実施推進状況についてお伺いします。
 責自治体では、放課後児童クラブ・放課後児童教室の量の確保に取り組んでいますか。
 取り組んでいる場合には、その方針についてもお答えください。

<p>①放課後児童クラブの実施 について(1つを選択)</p> <p>①-1.今後の設置予定場所 (1つを選択)</p> <p>1.小学校内等が中心 ⇒ <u>①-1-1</u></p> <p>2.小学校外が中心 ⇒ <u>①-1-3</u></p> <p>3.場所は定めていない ⇒ <u>①-1-3</u></p>	<p>1.必要な事業量確保に向けた取組の途中 ⇒ <u>①-1-1</u></p> <p>2.既に必要な事業量を確保済み(事業量の確保が必要ない場合を含む) ⇒ <u>②</u></p>
<p>①-1-1.小学校内等での実施を検討する理由 (0はいくつでも)</p> <p>1.子どもが安全に過ごすことができるため</p> <p>2.実施場所を確保しやすいため</p> <p>3.学校との連絡調整を行いやすいため</p> <p>4.保護者との連絡調整を行いやすいため</p> <p>5.地域の理解が得られやすいため</p> <p>6.利用者から小学校内等での事業実施を望む声が聞かれるため</p> <p>7.両事業及び他事業との連携を行いやすいため</p> <p>8.その他 ⇒ (具体的に: _____)</p>	

<p>①-1-2.小学校内等での実施を推進するために実施している事項 (0はいくつでも)</p> <p>①-1-3.小学校内等での実施を検討しない理由 (0はいくつでも)</p>	<p>1.余裕教室の徹底活用等に向けた検討</p> <p>2.放課後等における学校施設の一時的な利用(タイムシェア等)の促進</p> <p>3.学校敷地内へのブレハブ等の設置検討</p> <p>4.小学校に隣接する施設等の利用に向けた検討</p> <p>5.学校施設の活用に応じた責任体制明確化</p> <p>6.その他 ⇒ (具体的に: _____)</p> <p>7.特に実施していることはない</p>
<p>②放課後児童教室の実施について (1つを選択)</p> <p>②-1.今後の実施予定場所 (1つを選択)</p> <p>②-1-1.小学校内等での実施を検討する理由 (0はいくつでも)</p>	<p>1.必要な事業量確保や学校施設の一時的な利用が難しいため</p> <p>2.学校施設の利用に関し、学校や関係者の不安の声が聞かれるため</p> <p>3.利用者から学校外での事業実施を望む声が聞かれるため</p> <p>4.小学校外に利用しやすい施設等があるため</p> <p>5.その他 ⇒ (具体的に: _____)</p> <p>1.必要な事業量確保に向けた取組の途中 ⇒ <u>②-1</u></p> <p>2.既に必要な事業量を確保済み ⇒ <u>問7</u></p> <p>1.小学校内等が中心 ⇒ <u>②-1-1</u></p> <p>2.小学校外が中心 ⇒ <u>②-1-3</u></p> <p>3.場所は定めていない ⇒ <u>②-1-3</u></p> <p>1.子どもが安全に過ごすことができるため</p> <p>2.実施場所を確保しやすいため</p> <p>3.学校との連絡調整を行いやすいため</p> <p>4.保護者との連絡調整を行いやすいため</p> <p>5.地域の理解が得られやすいため</p> <p>6.参加者から小学校内等での事業実施を望む声が聞かれるため</p> <p>7.両事業及び他事業との連携を行いやすいため</p> <p>8.その他 ⇒ (具体的に: _____)</p>

②-1-2.小学校内等での実施を推進するために実施している事項 (〇はいくつでも)	1.余裕教室の徹底活用等に向けた検討 2.放課後等における学校施設の一時的な利用(タイムシェア等)の促進 3.学校敷地内へのプレハブ等の設置検討 4.小学校に隣接する施設等の利用に向けた検討 5.学校施設の活用にあたっての責任体制明確化 6.その他 ⇒ (具体的に: _____) 7.特に実施していることはない
②-1-3.小学校内での実施を検討しない理由 (〇はいくつでも)	1.余裕教室確保や学校施設の一時的な利用が難しいため 2.学校施設の利用に関し、学校や関係者の不安の声が聞かれるため 3.利用者から学校外での事業実施を望む声や声聞かれるため 4.小学校外に利用しやすい施設等があるため 5.その他 ⇒ (具体的に: _____)

4. 放課後児童クラブ・放課後子供教室の連携について

問7 放課後児童クラブ・放課後子供教室の連携についてお伺いします。

貴自治体では、両事業の連携(※)を推進していますか。

(推進している場合) 一体型実施の推進状況もお答えください。

※ここでは、(共働き家庭等が問わず)全ての児童と一緒に参加できる学習・体験活動プログラムの実施に向けた両事業間の情報共有や協議・協働を「連携」といいます。また「一体型」は、同一小学校内等で両事業を実施し、連携するものを指します。

① 両事業の連携推進状況 (1つを選択)	1.連携推進に向けて自治体として取り組んでいる事項がある ⇒①-1ハ 2.連携は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない ⇒①-1ハ 3.連携については運営事業者に任せている/連携を推進していない ⇒③ハ
①-1. 一体型実施の推進状況 (1つを選択)	1.連携推進・強化に向けて自治体として取り組んでいる事項がある 2.一体型実施は推進しているが、特に取り組んでいる事項はない 3.一体型を推進していない
② ①で「1.連携推進に向けて自治体として取り組んでいる事項がある」、又は①-1.で「1.連携推進・強化に向けて自治体として取り組んでいる事項がある」を選択した場合の (〇はいくつでも)	1.都道府県が実施する従事者・参画者向け研修への参加 2.都道府県が設置する推進委員会への参加・検討状況確認 3.連携推進役等の配置 4.総合教育会議における協議 5.安全・衛生管理マニュアルの作成・すり合わせ 6.市町村独自の従事者・参画者の研修の実施 ⇒②-1ハ 7.利用者への事業内容周知 ⇒②-2ハ 8.試行的な行事の実施 9.一体型実施・連携の状況に関する評価(利用者評価、自己評価、第三者評価等)の実施 10.その他

②-1. ②で「16.市町村独自の従事者・参画者向け研修の実施」に〇をつけた場合の み) 参加している研修の内容 (〇はいくつでも)	1.活動プログラムに関すること 2.子どもとの関わり方や育成支援に関すること 3.配慮が必要な子どもへの対応に関すること 4.保護者への対応に関すること 5.安全・衛生管理に関すること 6.地域との関係づくりに関すること 7.事例検討 8.各地区の取組情報共有 9.その他 ⇒ (具体的に: _____)
②-2. ②で「17.利用者への事業内容周知」に〇をつけた 場合のみ)	1.ウェブサイトでの説明 2.事例集の作成・発信 3.SNSの活用 4.パンフレット等の配布 5.地域学校協働本部・学校運営協議会等での周知等 6.その他 ⇒ (具体的に: _____)
②-3. ①-1.で「1」又は「2」を選択した場合のみ) 一体型実施の場合の運営 体制として、最も推進す るものがありますか。問 2④-1.の類型(パター ン)で該当するものかあ れば、それをお選びくだ さい。(1つを選択)	1.「パターン1」に該当する体制 2.「パターン2」に該当する体制 3.「パターン3」に該当する体制 4.「パターン4」に該当する体制 5.「パターン5」に該当する体制 6.「パターン1」から「パターン5」以外の体制 7.運営体制は特に決めていない 8.その他 (_____)
②-4. ①-1.で「1」又は「2」を選択した場合のみ) 一体型の効果・成果として期待するもの・実際に感じていることをご記入ください。(自由記入)	

③ ①で「3.連携については運営者に任せている/連携を推進していない」、又は①-1.で「一体型を推進していない」を選択した場合のみ
 連携した実施や一体型実施を推進していない理由（〇はいくつでも）

1. 両事業間の責任範囲に関する方針を明確にすることが難しいため
2. 放課後児童クラブ職員が不足しており、連携や情報共有に対応しきれないため
3. 放課後子供教室スタッフが不足しており、連携や情報共有に対応しきれないため
4. 連携すると放課後児童クラブの機能を担保することが難しくなるため
5. 連携すると放課後児童クラブ以外の子どもが放課後子供教室に参加しにくいいため
6. 放課後児童クラブ利用児童が参加することで、放課後子供教室の安全確保が難しくなるため
7. 放課後子供教室の実施回数が少ないため
8. 連携に関する地域の理解が十分でないため
9. 連携に関する学校の理解が十分でないため
10. 利用者（子どもと保護者）から連携を望む声が聞かれなかったため
11. 連携に関する両事業職員・スタッフの理解が得られなかったため
12. 他事業との連携がなされており、両事業の連携を推進する必要がないため
13. 同一小学校内等での両事業実施が難しいため
14. その他 ⇒（具体的に：_____）

5. その他

問8 放課後児童クラブ・放課後子供教室の一体的な又は連携した実施の推進に関するご意見・ご要望を自由に記入してください。（自由記入）

問9 公的媒体（自治体広報誌、HP等）で貴自治体内での一体型実施について紹介した経験がある場合、可能な範囲で該当資料をご提供いただけますと幸いです。調査票返送時にメール添付いただけますようお願いいたします。（同意なしに提供資料を公開することはありません）

問10 本調査研究では、「一体型」の取組状況等についてより詳細に把握するため、アンケート調査と併せてヒアリング調査を実施予定です。
 お答えなれば、ヒアリング調査へのご協力の可否をお教えください。
 また、ご協力いただける場合は、ご連絡先を記入してください。
 ※現下の状況を鑑み、オンライン（WEB会議ツール利用）によるヒアリングも対応可能です。

① ヒアリング調査協力可否 (1つを選択)	1. 可	2. 否
(1) 担当部署名		
(2) ご担当者名		
(3) 電話番号		
(4) E-mail		@

★アンケート調査は以上です。ご協力ありがとうございました★

背景・課題

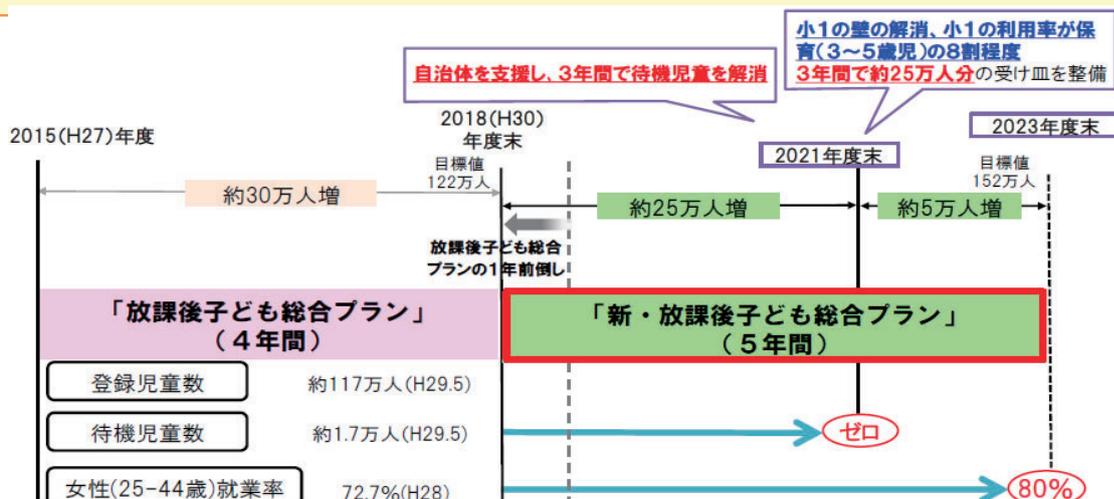
○現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
 ○小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている。
 ○そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標 (2019~2023年)

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備 (約122万人⇒約152万人)
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

放課後児童クラブの受け皿整備 (「新・放課後子ども総合プラン」)

「新・放課後子ども総合プラン」において示す目標 (抜粋)
 放課後児童クラブの量的拡充を図り、2021年度末までに約25万人分を整備し待機児童の解消を目指し、女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までにさらに約5万人分を整備し、5年間で約30万人分の受け皿を整備する。



各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市市長
各指定都市教育委員会教育長 殿
各中核市長
各中核市教育委員会教育長

文部科学省生涯学習政策局長

文部科学省初等中等教育局長

文部科学省大臣官房文教施設企画部長

厚生労働省子ども家庭局長

「新・放課後子ども総合プラン」について(通知)

次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定し、当該プランに基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を中心に両事業の計画的な整備が進められてきたところです。この間、平成28年に児童福祉法(昭和22年法律第164号)が改正され、児童の福祉を保障するための原理として、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にの

つとり、適切に養育されること」と規定されました。児童の権利に関する条約第3条に示された、子どもの最善の利益をいかに実現していくか、児童福祉事業である放課後児童クラブに限らず放課後児童対策全般に強く求められています。

また、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進するために、平成29年に社会教育法(昭和24年法律第207号)の一部改正が行われ、同年4月1日から施行されました。地域学校協働活動の一環として、放課後等においても地域と学校が連携・協働し、子どもの地域における多様な体験や学びの機会の充実を図ることが重要であり、社会総掛かりでの教育の実現が求められています。

このたび、これまでの当該プランの進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、これまでの放課後児童対策の取組をさらに推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童(小学校に就学している児童をいう。)の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、向こう5年間を対象とする新たな放課後児童対策のプラン(以下「新プラン」という。)を別紙のとおり取りまとめました。

つきましては、その効果的かつ円滑な実施に御配慮いただくとともに、管内・市内市町村に対して、都道府県・指定都市・中核市教育委員会におかれては、所管の学校及び市内市町村教育委員会等に対して周知いただきますようお願いいたします。これに伴い、「放課後子ども総合プラン」について(平成26年7月31日付け26文科生第277号、雇児発0731第4号文部科学省生涯学習政策局長、文部科学省大臣官房文教施設企画部長、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)の通知は廃止いたします。ただし、当該通知に基づく取組を実施している地方公共団体については、2019年3月31日までの間は、なお従前の例によるものとします。

なお、新プランは2019年度から実施するものですが、実施が可能な取組については、直ちに進めていただくことも可能であること、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

(別紙)

「新・放課後子ども総合プラン」

1 趣旨・目的

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童(小学校に就学している児童をいう。以下同じ。)が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業(以下「放課後児童クラブ」という。)及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業(以下「放課後子供教室」という。)の計画的な整備等を進める。

2 背景

平成26年7月に策定した「放課後子ども総合プラン」においては、放課後児童クラブについて、平成31年度末までに約30万人分を新たに整備するとともに、全ての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施することを目標とし、計画的な整備が行われてきたところであるが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の児童数の増加が見込まれている。そのため、「待機児童」を解消し、「小1の壁」を打破するためには、放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠となっている。

また、「放課後子ども総合プラン」に掲げた一体型の実施については増加傾向にあるものの、平成29年度時点で約4,500か所と、目標である1万か所への到達は果していない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して、一体型と同様に、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるように取組の例も見られるところであり、全ての児童が放課後に多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした両事業の実施に向け、両事業に関係する自治体や事業者が、連携を一層深めていくことが求められている。

上記を踏まえ、両事業の継続的な整備等が必要な状況となっており、両事業の連携を前提とした、2019年度から向こう5年間を対象とする新たなプランを策定することとした。

3 国全体の目標

全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を以下のとおり進める。

- ① 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を図る。その後、女性就業率の更なる上昇に対応できるよう整備を行い、2019年度から2023年度までの5年間で約30万人分の整備を図る。
- ② 全ての小学校区で放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室(詳細については、7(2)を参照のこと。)について、引き続き1万か所以上で実施することを目指す。
- ③ 新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。なお、既に小学校外で放課後児童クラブを実施している場合についても、ニーズに応じ、小学校の余裕教室等を活用することが望ましい。
- ④ 放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけではなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

4 事業計画

(1) 基本的な考え方

全ての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、小学校の余裕教室等の活用や、教育と福祉との連携方策等について検討しつつ、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を計画的に整備等していくことが必要である。

市町村(特別区を含む。以下同じ。)が計画的に両事業の整備を進めていけるよう、国は「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第60条の規定に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成26年内閣府告示第159号)や次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第7条第1項の規定に基づく行動計画策定指針(平成26年内閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号)を見直す中で記載し、市町村はこれらの指針に則し、(2)に掲げる内容について市町村子ども・子育て支援事業計画又は市町村行動計画に盛り込むこととする。また、都道府県は、実施主体である市

町村において円滑な取組促進が図られるようにする観点から、これらの指針に則し、(3)に掲げる内容について都道府県子ども・子育て支援事業計画又は都道府県行動計画に盛り込むこととする。

なお、市町村行動計画又は都道府県行動計画の策定に当たっては、放課後児童クラブ及び放課後子供教室に係る事項のみの策定とすることや、子ども・子育て支援法に定める市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定することも差し支えない。

- (2) 市町村行動計画等に盛り込むべき内容
- ①放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量
 - ②一休型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の2023年度に達成されるべき目標事業量
 - ③放課後子供教室の2023年度までの実施計画
 - ④放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
 - ⑤小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策
 - ⑥放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
 - ⑦特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策
 - ⑧地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組
 - ⑨各放課後児童クラブが、3④に記載した放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策
 - ⑩3④に掲げた放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策等

- (3) 都道府県行動計画等に盛り込むべき内容
- ①地域の実情に応じた放課後児童クラブ及び放課後子供教室の研修の実施方法、実施回数等(研修計画)
 - ②放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
 - ③特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策等

(4) 事業計画策定に当たっての留意事項
地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体

で子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、平成29年3月に社会教育法が改正、同年4月に施行された。

都道府県・市町村の教育委員会は、放課後子供教室を含む地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、普及啓発その他必要な措置を講じることや、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため「地域学校協働活動推進員」を委嘱できることとされたことから、市町村及び都道府県は地域学校協働活動の実施計画と本プランの事業計画との間で齟齬が生じないよう十分に留意する必要がある。

- 5 市町村の体制、役割等
- (1) 運営委員会の設置
- 市町村は、地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に関する検討の場として、「運営委員会」を設置する。
- その際、市町村の教育委員会と福祉部局が連携を深め、学校の教職員や放課後児童クラブ、放課後子供教室の関係者との間で共通理解や情報共有を図るとともに、学校施設の使用計画や活用状況等について、十分に協議を行い、教育委員会と福祉部局の双方が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努める必要がある。
- なお、地域の実情に応じ、運営委員会に代わり得る既存の組織等をもって代替することも可能とする。
- ① 主な構成員
行政関係者(教育委員会及び福祉部局)、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、学識経験者、放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室を含む地域学校協働活動関係者、学校運営協議会関係者、地域住民等
- ② 主な検討内容
教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策、小学校の余裕教室等の活用方策と公表、活動プログラムの企画・充実、安全管理方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、広報活動方策、放課後児童クラブ及び放課後子供教室実施後の検証・評価等

- 6 都道府県の体制、役割等
- (1) 推進委員会の設置
- 都道府県は、市町村において円滑な取組促進が図られるよう、管内・域内における放課後児童対策の総合的な在り方についての検討の場として、「推進委員会」を設置する。

なお、地域の実情に応じ、推進委員会に代わり得る既存の組織等をもって代替することも可能とする。

- ① 主な構成員
行政関係者(教育委員会及び福祉部局)、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、学識経験者、放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室を含む地域学校協働活動関係者、学校運営協議会関係者等
- ② 主な検討内容
教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策、都道府県内における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施方針、安全管理方針、人材確保及び質の向上のための従事者・参画者の研修の企画・充実、広報活動方策、事業実施後の検証・評価等

- (2) 従事者・参画者の研修等
- 都道府県は、放課後児童クラブにおける放課後児童支援員となるための研修のほか、管内・域内の各市町村が実施する放課後児童クラブの従事者(放課後児童支援員、補助員)・放課後子供教室の参画者(地域学校協働活動推進員、協働活動支援員、協働活動サポーター等)の資質向上や、両事業の従事者・参画者と小学校の教職員等との間での情報交換・情報共有を図るため、合同の研修を開催する。

7 市町村における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施
※放課後児童クラブについては、「市町村」に社会福祉法人等を含む。
※放課後子供教室については、都道府県が実施する場合には、「市町村」を「都道府県」と読み替える。

- (1) 学校施設を活用した放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施促進
- 学校は、放課後も、児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、同じ学校に通う児童の健やかな成長のため、学校関係者と両事業の関係者が、実施主体にかかわらず立場を越えて、放課後児童対策について連携して取り組むことが重要である。このため、市町村は、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に当たって、以下の内容に留意しつつ、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない特別教室等の徹底的な活用を促進するものとする。
- なお、長期休業日や土曜日等、学校の授業日以外の活動についても、ニーズ等に応じて柔軟に対応することが必要である。
- ① 学校施設の活用に応じた責任体制の明確化
放課後児童クラブ及び放課後子供教室は、学校施設を活用する場合であつ

ても、学校教育の一環として位置付けられるものではないことから、実施主体は、学校ではなく、市町村の教育委員会、福祉部局等となり、これらが責任を持って管理運営に当たることがある。

その際、事故が起きた場合の対応や、例えば、教室不足等により放課後児童クラブ及び放課後子供教室に転用したスペースを学校教育として使用する必要性が生じた場合の移転先の確保とスペースの返還などの取決め等について、あらかじめ教育委員会と福祉部局等で協定を締結するなどの工夫により、学校施設の使用に当たって、学校や関係者の不安感が払拭されるよう努める必要がある。

② 全ての児童の安全・安心な放課後等の居場所の確保に向けた余裕教室等の活用

1) 余裕教室の活用促進

○ 余裕教室の徹底活用等に向けた検討

児童の放課後等の安全・安心な居場所や活動場所の確保は、地域や学校にとっても重要な課題であり、優先的な学校施設の活用が求められていることから、運営委員会等において、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に当たって、各学校に使用できる余裕教室がないかを十分協議することが必要である。

また、各学校の余裕教室等の年間使用計画等については、地域の実情に応じて、小学校区ごとに学校関係者、放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室(地域学校協働活動)関係者、保護者等からなる協議会を設置するなどして、関係者間の理解を深めつつ、協議を行うことが望ましい。

特に、既に活用されている余裕教室(学習方法・指導方法の多様化に対応したスペース、教職員のためのスペース、地域住民の学習活動のためのスペース等)についても、改めて、放課後児童クラブ及び放課後子供教室に利用できないか、検討することが重要である。

なお、市町村教育委員会は、余裕教室等の使用計画や活用状況等について公表するなど、可能な限り、検討の透明化を図ることが求められる。

○ 国庫補助を受けて整備された学校施設を転用する場合の財産処分手続

国庫補助を受けて整備された学校施設を使用する場合で、学校施設を転用し、財産処分手続が必要となる場合であっても、「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」(平成27年7月1日付け27文科施第158号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知)において、財産処分手続の大幅な弾力化が図られていることに留意すること。

また、放課後等において一時的に学校教育以外の用途に活用する場合は、財産処分には該当せず手続は不要となるため、積極的な活用について検討

すること。なお、「一時的」とは、学校教育の目的で使用している学校施設について、学校教育に支障を及ぼさない範囲で、ほかの用途に活用する場合であることを留意が必要である。

ii) 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進

全ての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施していくためには、放課後児童クラブの児童の生活の場と、共働き家庭等の児童か否かを問わず全ての児童が放課後等に多様な学習・体験プログラムに参加できる実施場所との両方を確保することが重要である。

このため、7(1)②i)に記載した余裕教室の活用に加え、学校の特別教室や図書館、体育館、校庭等(けが等が発生した場合の保健室を含む)のスペースや、既に学校の用途として活用されている余裕教室を、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯について放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施場所として活用するなど、一時的な利用を積極的に促進することが望まれる。とりわけ、放課後子供教室については、学校の図書室や家庭科室、音楽室、理科室といったスペースを、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯において積極的に活用し、多様な体験・学習プログラムを実施しているケースもみられることから、こうした取組を児童や保護者、地域のニーズに応じてより一層進めていくことが期待される。加えて、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の児童が参加する共通のプログラムを実施する際には、多くの児童が参加でき、活動が充実したものとされるよう、参加人数やプログラムの内容等に応じて、これらの多様なスペースを積極的に活用することが必要である。

なお、こうした場所の確保に当たっては、特別な配慮を必要とする児童の受入れとそれらの児童が安心して過ごすことができる環境の配慮にも十分留意することが重要である。

(2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

① 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるものをいう。一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の中には、放課後子供教室を毎日実施するものと、定期的に実施するものが考えられるが、地域の実情に応じ、適切と考えられる頻度で整備を進めていくものとする。

この場合、活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携し

て取り組むことが重要である。

また、一体型として実施する場合でも、放課後児童クラブの児童の生活の場としての機能を十分に担保することが重要であり、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定により、市町村が条例で定める基準を満たす必要がある。

なお、放課後子供教室を毎日実施する場合は、放課後児童クラブの児童の生活の場を確保するとともに、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できる環境整備に配慮する必要があり、例えば、両事業の実施場所が同一の小学校内であるが、余裕教室と専用施設などのように、活動場所が離れているような場合、両事業の従事者・参画者が常に連携し、放課後児童クラブの児童も放課後子供教室の活動プログラムに参加できるようにすることが必要である。また、放課後子供教室を定期的(週1～2回程度)に実施する場合は、放課後子供教室の活動プログラムに放課後児童クラブの児童も参加できるよう、両事業の従事者・参画者が常に情報共有を図り、活動内容や実施日を放課後児童支援員等が把握し、児童の主体的な参加を促すよう配慮する必要がある。

② 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の留意点

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に当たっては、以下の点に留意しつつ、一体型の利点を生かした取り組みの推進を図ることが重要である。

○ 全ての児童を対象とした多様な学習・体験活動のプログラムの充実

両事業を一体的に実施することにより、共働き家庭等か否かを問わず、全ての児童が一緒に参加できる学習・体験活動プログラム(共通プログラム)を実施することが必要である。

その際、共通のプログラムの充実を図る上では、地域学校協働活動推進員等のコーディネーターが中心となって、地域にある様々な教育資源を幅広く活用し、学校での学びを深めたり広げたりする学習や、補充学習、文化・芸術に触れあう活動、スポーツ活動等、児童の興味・関心やニーズ、地域の資源等を踏まえた多様なプログラム、児童が主体となって企画したプログラムを充実するとともに、児童によるボランティア活動など、低学年だけでなく高学年の児童の学ぶ意欲を満たす内容や、異年齢児交流を促す内容も充実することが望ましい。

なお、活動場所の広さや安全管理上の都合等により、参加人数を一定数に制限しているプログラムがある場合にも、両事業の従事者・参画者が連携して情報を共有するなどして、希望する児童が参加できるよう十分留意することが必要である。

(3) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

学校施設を活用して放課後児童クラブ及び放課後子供教室を整備しても、なお地域に利用ニーズがある場合等については、希望する幼稚園や総合型地域スポーツクラブなどの地域の社会資源の活用も検討しつつ、小学校外での整備を進めていくものとする。

また、公民館や児童館等、小学校以外で実施している放課後児童クラブ及び放課後子供教室等、保護者や地域のニーズを踏まえ、一体型として実施していない場合についても、両事業を連携して実施できるようにすることが必要である。例えば、児童館で実施している放課後児童クラブと学校施設内で実施している放課後子供教室の場合、一体型と同様に、放課後子供教室の活動プログラムの企画段階から両事業の従事者や参画者が連携して全ての児童を対象とした活動プログラムを企画し、学校施設内のみならず、児童館でも実施するなど、両事業の児童が交流できるような連携方法が考えられる。

(4) 学校・家庭と放課後児童クラブ及び放課後子供教室との密接な連携

本プランの実施に当たっては、児童の様子の変化や小学校の下课時刻の変更、事件・事故や天災等の緊急時などにも対応できるよう、学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者との間で、迅速な情報交換・情報共有を行うなど、事業が円滑に進むよう、十分な連携・協力を図られたい。特に、両事業を小学校内で実施する場合は、小学校の教職員と両事業の従事者・参画者の距離が近く、連携が図りやすい環境にあることを生かし、日常的・定期的に情報共有を図り、一人一人の児童の状況を共有の上、きめ細かく対応するよう努める必要がある。また、保護者との連絡帳のやりとりや日常的・定期的な対話等を通じて、家庭とも密接に連携し、児童の成長を関係者で共有していくことが重要である。なお、児童の状況等には家庭が関係する場合もあることから、対話等を通じて保護者が抱える悩みや不安を把握した上で、保護者に対する支援につなげることも考えられる。

こうした学校と家庭、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者間の連携に当たっては、先述(7(1)②)の小学校区ごとに設置する協議会を活用することや、平成29年3月に改正され、同年4月に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)により設置が努力義務化された学校運営協議会において、情報や課題等を共有し、活動の改善や発展につなげることも重要である。

(5) 来所・帰宅時における児童の安全確保

平成30年6月22日に関係関係会議において策定された「登下校防犯プラン」

において、登下校時の児童生徒等の安全を確保するための総合的な防犯対策が取りまとめられた。放課後児童クラブや放課後子供教室は、児童が放課後に来所し、そこから帰宅する場所であり、各々の事業関係者は、児童の来所・帰宅時の安全確保の一端を担う者として期待されている。

こうした観点から、各事業関係者が来所・帰宅時の安全確保について取り組む際の参考となるよう、「放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて」(平成30年7月11日付け30生社教第4号・子子発0711第1号文部科学省生涯学習政策局社会教育課長事務取扱、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長連名通知)のとおり、放課後児童クラブをはじめ、放課後子供教室、児童館等、児童が放課後を過ごす事業の関係者を対象としたチェックリストを作成したので、積極的に活用いただきたい。

なお、児童の下课時の安全確保を図る上では、地域学校協働活動の一環として実施される登下校の見守り等に関わる地域住民等と連携を図ることも重要である。

(6) 民間サービス等を活用した多様なニーズへの対応

児童の放課後活動について、サービスの水準・種類に対する多様なニーズを満たすためには、地域における民間サービスを活用し、公的な基盤整備と組み合わせることも有効である。

そのため、放課後児童クラブについては、既に多様な運営主体により実施されているが、待機児童が数多く存在している地域を中心に、民間企業が実施主体としての役割をより一層担っていくことが考えられる。その際、地域のニーズに応じ、本来事業に加えて高付加価値型のサービス(塾、英会話、ピアノ、ダンス等)を提供することも考えられる。

また、放課後子供教室については、地域と学校が連携・協働して社会総掛かりで子どもの育ちを支える観点から、大学生・高校生や企業退職者、高齢者などの地域住民の一層の参画促進を図るとともに、子育て・教育支援に関わるNPO、習い事や学習塾等の民間教育事業者、スポーツ・文化・芸術団体などの地域人材の参画を促進していくことも望まれる。

8 特別な配慮を必要とする児童への対応

(1) 基本的な考え方

放課後児童クラブにおける障害のある児童の受入れクラブ数や受入れ児童数は年々増加しており、放課後子供教室においても、活動を希望する児童が多く参加しているものと考えられる。また、虐待やいじめを受けた児童が放課後児童クラブや放課後子供教室に来所すること、地域によっては日本語能力が十分でない児童も多く来所することもあることから、事業の実施者において、こうした特別な配慮を必

要とする児童が安心して過ごすことができるようにすることが重要である。

(2) 学校・家庭との連携

特別な配慮を必要とする児童の利用を推進するに当たっては、7(4)に記載したことに加え、当該児童の状況等を学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子供教室との間で相互に話し合い、必要に応じ、専門機関や要保護児童対策地域協議会、障害児通所支援事業所等の関係機関と連携して適切に対応する必要がある。

(3) 放課後等デイサービス事業への学校施設の活用や放課後児童クラブとの連携障害のある児童の中には、放課後児童クラブと生活能力の向上のために必要な訓練等を提供する放課後等デイサービス事業所に通う者もみられる。児童の放課後等の安全・安心な居場所や活動場所の確保の観点から、放課後等デイサービスの実施に当たっても、学校施設の積極的な活用が望まれるほか、両事業者が連携をとりながら、こうした児童の育成支援及び療育を進めていくことが重要である。

9 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

平成 26 年 6 月に公布され、平成 27 年 4 月から施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 76 号)に基づく、新たな教育委員会制度では、全ての地方公共団体に、首長と教育委員会を構成員とする総合教育会議を設けることとなっている。総合教育会議においては、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るために重点的に講ずべき施策等について協議を行うこととなっている。この総合教育会議を活用し、首長と教育委員会が、総合的な放課後児童対策の在り方について十分に協議し、放課後等の活動への学校施設の積極的な活用や、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施の促進を図っていくことも重要である。

なお、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」(平成 26 年 7 月 17 日付け 26 文科初第 490 号文部科学省初等中等教育局長通知)においても、総合教育会議の協議事項の一つとして、教育委員会と福祉部局が連携した総合的な放課後児童対策について取り上げることも想定されているところである。

10 市町村等の取組に対する支援

本プランに基づく市町村等の取組に対し、国は、必要な財政的支援策を講じるた

め、毎年度予算編成過程において検討していくとともに、効果的な事例の収集・提供等を通じて地域の取組の活性化を図るものとする。

< 本件連絡先 >

【放課後児童クラブ、児童館等に関すること】
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
電話:03(5253)1111 内線:4845、4966

【放課後子供教室に関すること】
文部科学省生涯学習政策局社会教育課
地域学校協働推進室
電話:03(5253)4111 内線:3260

【学校施設の活用に関すること】
文部科学省大臣官房文教施設企画部
施設助成課
電話:03(5253)4111 内線:2464

【学校との連携に関すること】
文部科学省初等中等教育局参事官付
電話:03(5253)4111 内線:3705

【総合教育会議に関すること】
文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課
電話:03(5253)4111 内線:4678

1-1. 青森県鶴田町

1. 放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施について

1) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の運営状況

- 鶴田小学校内の屋内運動場1階で放課後児童クラブ(1か所)を実施。放課後子ども教室(同市の表記を適用、以下同じ)と一体的な運営を行っており、サンシャインスクールとして運営している。
- 1年生から6年生まで全学年が登録可能で、現在の登録児童数は280名程度(支援の単位となるクラス数は8)。全児童数は550名程度であり、約半数がサンシャインスクールに登録している状況。内訳でいうと、1年生から3年生までは、ほぼ全員が登録、4、5、6年生がそれぞれ30人、20人、10名程度。
- 上記登録児童数280名程度のうち、実際の利用者は150名程度である。各クラス(支援の単位)22名程度が利用している。
- 町が運営(公立公営)、所管は教育委員会。交付金申請等は福祉部局が担当するが、職員研修や運営に関する業務は教育委員会が担当している。

2) 両事業の整備に関する方針

(これまでの経緯)

- 青森県の教育委員会は、放課後子どもプラン発表(2007年)以降、放課後児童クラブと放課後子ども教室の普及に取り組んでいる。鶴田町も県の方針に沿う恰好で放課後児童クラブと放課後子ども教室をサンシャインスクールとして設置することになった。なお、それまでは児童館で放課後子ども教室を実施していたが、小学校内での放課後子ども教室の実施に伴い、児童館は廃止となった。
- サンシャインスクールを設置するのは小学校内であるため、運営に係る諸々の調整においては、福祉部局よりも教育委員会が所管する方がスムーズに進みやすいという考えから、教育委員会が担当することになった。
- 令和2年4月より、6つの小学校を統合して全町1学区制とした。6つの小学校があった当時は8か所(各学校に1か所、公民館に1か所、町の施設に1か所)のサンシャインスクールを設置していたが、それらを小学校の統合に伴って鶴田小学校の敷地内併設の1か所に集約した(8か所/支援の単位8のサンシャインスクールが1か所/支援の単位8になった)。
- 小学校統合後のサンシャインスクールの配置について、検討委員会を設置し検討を重ねてきた。選択肢として地域ごとの設置を維持する「分散型」と統合小学校(1か所)への「集約型」があったが、以下の理由から「集約型」が適切であるという結論に至った。
 - 「集約型」は、学校の教育活動を終了した児童が、各自のタイミングでサンシャインスクールに移動できるので、安全管理体制を確保できる。
 - 震災等の緊急事態への対応を考えたとき、「集約型」は学校本体と連携しているため、緊急避難、集団下校など様々な対応が可能。また、大規模地震を想定したとき、児童を耐震性に優れた新設校舎に留めておけることなど、安全確保の点から「集約型」が望ましいと考える。

(職員体制)

- 各クラスに放課後児童支援員等2名、放課後子ども教室スタッフ指導員1名の計3名を常時配置している。
- 放課後子ども教室スタッフの勤務時間は週15時間程度と短いため、地域の女性を中心に登録人数が多く、交代制で活動に従事している。放課後児童支援員等の勤務時間は週28時間。常時2名が配置されるようシフトを組んでいる。
- 放課後子ども教室スタッフは、登録人数は多いものの定着に課題があり、常に募集をかけている状況。町としては、放課後子ども教室のスタッフとして2年程度の経験を積んだ後に放課後児童支援員となるルートも視野に入れて採用している。
- 上記のほか、放課後子ども教室の有償ボランティアとして、学習サポーター制度を運用している。学習サポーターは週1回から登録でき、元教員で退職後も地域の子どものために働きたいという思いを持つ

た方6～7名が登録している。土曜日や長期休業期間中に体験イベント(手品会、習字教室、卓球教室等)を開催しており、そこに参加いただいている。

3) 両事業の連携、又は一体型実施に関する方針

- 上記のような経緯の中で放課後児童クラブ・放課後子ども教室を整備したこともあり、「留守児童対策のため」「子どもの体験学習のため」の別々の事業を実施するという認識は薄く、2つの事業をうまくミックスさせて実施してきた。
- 実際の運営を主導するのは、放課後児童クラブの支援員である。しかし、放課後児童支援員は「保護者が家にいない児童に対する育成支援」が主たる業務という意識が強く、放課後子ども教室として行う製作活動や体験イベントへの協力という点において理解を得るのが難しい場合がある。両事業職員の意識の統一や協力体制の確立は、同町の課題の一つである。
- また、サンシャインスクールの集約により、かつては8つの地域それぞれで別々に活動していた職員・スタッフが同じ場所で働くこととなった。8つのクラスから集まった職員・スタッフの認識の統一化や協力に向けた意識の醸成も課題となっている。

4) 両事業実施における学校施設の活用方針

- 鶴田小学校内、屋内運動場の1階にサンシャインスクールを設置している。支援の単位別に8つの部屋を設けており、各部屋間には、使用用途に柔軟に対応できるように可動式の仕切りを設置した。
- 学校施設内で事業を実施しているが、サンシャインスクール専用施設であり建物管理、責任関係を学校と分離している。建物設置要綱上、(学校ではなく)社会教育施設となっている。
- 統廃合前は、教室の一角を借りて事業を実施していた。1か所に集約したことをきっかけに、学校とは別に専用施設を設けることとなった。
- 児童は学校終了後、一度学校の昇降口を出て、少し歩いてサンシャインスクールの昇降口に入る。両者はちょうど良い距離間にある。同じ敷地内だが、建物も世界も切り変わるようになっている。

2. 両事業の連携強化に向けた取組

(運営委員会の実施)

- サンシャインスクールの運営に関する検討の場として、運営委員会(鶴田町放課後子どもプラン運営委員会)を設置している。行政関係者、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、学識経験者、放課後児童クラブ関係者、(放課後子ども教室を含む)地域学校協働活動関係者等が構成員となっている。
- 同会議体は、事業計画の検討・承認及び事業報告の場である。利用料金や開所時間を変更する場合や設置要綱を改訂する場合の協議・承認の場にもなっている。
- 事業計画は、放課後児童クラブ・放課後子ども教室で分けていない。鶴田サンシャインスクールとして一体的な事業計画を立てている。

(リーダー会議の実施)

- より具体的な運営計画、活動計画を検討する場として、リーダー会議を定期的に開催している。参加者は、自治体担当者と8つのクラスの管理的立場にある放課後児童支援員(リーダー)である。
- 上述の通り、同町では両事業職員・スタッフの協力体制の確立や8クラスの職員・スタッフの認識の統一化が課題となっている。しかし、上述の運営委員会は職員・スタッフ以外の多くの関係者が構成員となっており、現場の実態や支援員の本音を聞き取ることが難しい場合がある。そこで、リーダー会議において自治体担当者がリーダーたちの思いや困りごと、悩み、不満等を聞き取り、運営内容の改善に向けた話し合いを行う。
- リーダー会議は、月に最低でも1回、多い時には月に2～3回実施している。話し合いを重ねると、町が目指すサンシャインスクールの姿と職員・スタッフの思いとのギャップが明らかになったり、日々の業務の苦労や人間関係上の悩みが聞かれるなど、運営上の課題が浮き彫りになってくる。自治体担当者が、現場の職員・スタッフの不平・不満を含めた正直な思い一つひとつを受け止め、応えていく関わりを継続することによって、信頼関係の構築に努めている。

- 同時に、自治体担当者の側からも、サンシャインスクールをどうしていきたいのか／児童にとってどのような場となることが望ましいのかを、会議の場でリーダーたちに説明する。サンシャインスクールは、児童に安全安心な居場所と様々な体験活動を提供することで、「行きたくなる」場所でなければならないと考えている。登録している全ての児童が、学校が終わったあとに「サンシャインに行くぞ！何をして遊ぼうか！土曜日でも行きたい！」と思えるものであってほしい。こうしたメッセージを一貫して訴え続けることで、「児童が過ごしたいと思える場所にしよう」という意識が職員・スタッフの間で強化されつつあるように思う。

(合同研修の実施)

- サンシャインスクールの目指す姿と現状とのギャップを埋めていくために必要なことの一つに、職員一人ひとりのスキルアップがある。同町では、職員の事業理解向上や力量形成を目的として、研修を行っている。
- これは、弘前大学地域創生本部と鶴田町の共催という形式で実施するものである。同大学では、地域活性化に寄与する研究や教育を通じて、自治体や企業、地域の団体等と連携し、地域課題の解決に取り組んでいる。
- 研修プログラムを策定するため、2020年の年末に、同大学講師がサンシャインスクールを訪れ、児童の様子や児童と職員のやりとり等を視察した。そして、講師が感じた課題と、自治体担当者の課題意識とのすり合わせを行い、どのようなプログラムが適切か検討した。
- 具体的には、視察を通じて、児童の動きとそれに対応する職員の動きが慣れてない/ぎこちない印象をみてとることができた。職員と児童の関係性が人によってバラバラで、児童への声掛け等、職員によって異なる対応がなされている。
- これは、児童期の「子ども観」と、児童にとって放課後とはどういう世界なのかという「放課後観」について、サンシャインスクール内で共通認識がつけられていないことによるものと推察された。結果として、150人を超える児童よりも、職員・スタッフの方が目立つような印象を受ける。この状況を変え、「サンシャインスクールは児童が主体となって活動する場」であるという意識を強化するためには、講義形式の研修よりも、実践指導の中で職員自身が課題に気づくところからスタートしたほうが良いと考え、以下のようなプログラムを作成した。
- 1回目の研修では、講師と職員が放課後の子ども観について話し合う時間を作った。2回目は、社会保障審議会で提示された遊びのプログラムを実践することで、児童が主体的に遊びを広げていく瞬間を職員の方に間近に見てもらおうこととした。3回目は、遊びのプログラムを実践している他県の児童館長（放課後児童クラブを児童館内で実施している）がサンシャインスクールの現場に入り、具体的な助言指導を行うこととした。
- 3回の研修は、現場の職員・スタッフにとって遊びに関する引き出しを増やし、情報収集のアンテナを高くするきっかけとなることを目指し企画したものである。コロナの影響で2回目以降の実施が延期となっているが、リーダー会議での話し合いと本研修とが両輪となり、職員・スタッフの意識の強化や理解の促進、スキルアップにつながっていくと良い。

以上

1-2. 兵庫県淡路市

1. 放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施について

1) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施状況

- 放課後児童クラブは11か所、放課後子供教室は7か所で実施しており、クラブ・教室ともにすべて淡路市が運営している(公営)。
- 放課後児童クラブは、小学校敷地内又は隣接地の専用施設のほか、公民館内で実施するものもある。放課後子供教室は、放課後児童クラブとは別の公民館や小学校敷地内等で開催している。開催頻度は、1週間に1回程度。クラブ・教室ともに全学年を対象としているが、実際の登録児童は両者ともに低学年が多い。

(所管部局について)

- 3～4年前に放課後児童クラブの所管部局が福祉部局から教育委員会(教育部社会教育課)となり、現在はクラブ、教室ともに社会教育課が所管している。両事業の所管が教育委員会に統一されていると学校との連携がしやすいほか、公民館での放課後子供教室の活動を計画する際にも調整がスムーズに進む。
- 別の担当者が担当していたため詳細は不明だが、学童保育の運営においては学校との情報共有が重要であり、両者の連携を円滑化するために、放課後児童健全育成事業を教育委員会に移管したようだ。たとえば、児童が学校からクラブへ移動する時間に警報が出た場合の対応方針は、学校やケースによって異なる。各クラブは学校ごと・ケースごとの判断に準じた対応をとる必要があるが、所管部局が同じだと、その辺りの情報共有を迅速に行うことができる。

2) 両事業の整備に関する方針

(職員体制)

- 放課後子供教室には3名のスタッフ(7教室で計3名、会計年度任用職員)がいるほか、7教室で40名程度の有償ボランティアが登録している。指導員と公民館の職員が相談して、あらかじめ登録されているボランティアの中から教室の活動内容に合った方を選定し、活動ごとに協力を依頼している。
- ボランティアの登録者は、元市職員や元教師のほかは、従来から公民館活動に協力いただいている地全ての放課後児童クラブにおいて、放課後児童クラブ利用児童は放課後子供教室の活動に参加できる。ただし、2つの実施場所が離れており、放課後児童クラブ利用児童が子供教室活動に参加する際に、支援員の付き添い等があるわけではなく、利用児童本人が「子供教室の活動に参加すること」を放課後児童クラブに伝え、自身で両事業の実施場所を行き来することになるため、これらを「一体型」としては捉えていない。
- 他方、4～5年前から北淡地区の1教室で月1回、小学校施設を借りて、放課後児童クラブ(小学校に隣接)参加児童と支援員が専用施設から小学校に移動し、放課後子供教室の活動と一緒に参加する活動を実施している。ここには放課後児童クラブ利用児童の他、北淡の放課後子供教室に登録している11名全員が参加している。以降、同市における一体型実施推進の取組は、本活動を念頭に置いて記載している。
- 域の方がほとんどである。新規ボランティアの確保はなかなか難しく高齢化が進んでいるものの、小学生時代に放課後子供教室に通っていた現役高校生に声掛けし参加してもらうなどして、協力者を募っている。

3) 両事業の連携、又は一体型実施に関する方針

(両事業の参加児童と一緒に活動する日の設定)

- 上記の活動終了後、放課後児童クラブ利用児童は支援員と一緒にクラブへ帰る。それ以外の日にも放課後子供教室への参加は可能だが、放課後子供教室と放課後児童クラブとの行き来には支援員の付き添いはない。
- 普段の放課後子供教室は工作等の遊びが多い一方で、上記活動日には放課後児童クラブから20～

30名弱が参加するため、通常10名程度の放課後子供教室が、40名程度の規模になる。そのため、体育館又はグラウンドを主な活動場所として、スポーツや屋外でのゲーム等、大勢で行うダイナミックな活動を企画することができる。

- また、放課後子供教室には放課後児童クラブと比べると幅広い学年の児童が参加しているため、両事業の利用児童と一緒に遊ぶ機会をつくることで、異年齢の児童の交流の場が広がる面もあるだろう。この活動に参加することにより、次から(交流日以外の)放課後子供教室にも参加したいと考える児童が増えればよいと感じている。

(両事業の参加児童と一緒に活動する際の企画・運営)

- 社会教育課で実施日時と実施場所を決め、それを現場に下ろしていく。前々月または前月に、月3、4回の子供教室実施日を決め、そのうち月の第2実施日を「両事業の参加児童と一緒に活動する日」と決めている。
- 活動の企画は、放課後子供教室の指導員と社会教育課が主体となっており、放課後児童クラブの支援員に連絡するフローとなっている。定期的に公民館で子供教室の担当者会議を実施しており、企画内容については、職員が公民館等に赴くもしくは公民館職員とメール等でやり取りの上決定している。
- 活動実施においても、基本的に放課後子供教室のスタッフとボランティアが主導し、放課後児童クラブの支援員がサポートする方針をとっている。リーダー(=放課後子供教室)とサポーター(=放課後児童クラブ)の体制で実施しているためか、両事業の職員間での認識や児童への関わり方の違いに起因するトラブル等は起きていない。
- 放課後子供教室のスタッフにしてみれば、通常は11名程度の児童の対応を行っているところ、本活動の実施日は通常より多くの児童への対応や活動を先導する役割が求められることになる。しかし、長期にわたり実施する中で、既にこうした運営方法が定着しており、放課後子供教室指導員からの不満等は出ていない。
- 利用者への周知については、実施の都度、放課後児童クラブが保護者向けに連絡する。

(活動実施に関する課題と今後の方針)

- 中には放課後子供教室への参加に積極的でない児童もいるものの、現状、本活動の実施日には放課後児童クラブの利用児童は全員、放課後子供教室に参加することとしている。放課後児童クラブに児童を残すとすると支援員の配置を分ける必要があるなど、管理の面で難しい問題が出てくる。また、希望者のみの参加とすることで参加者が集まらない可能性も懸念されることから、現在は北淡地区のみ試験的に、全員参加での実施としている。
- 今後、本活動を拡大していきたい意向はあるものの、基本的に放課後児童クラブは小学校単位で設置している一方、子供教室は地区単位で実施しているため、それら全てに同様の活動を導入するのは難しいと感じている。また、放課後児童クラブの利用児童数が多い地区(100人以上の規模)で本活動を実施し、それを放課後子供教室で先導するのは難しいのではないかと感じている。
- 放課後児童クラブ・放課後子供教室の数を増やしていく予定はないが、月に1回実施する本活動のモデルを今後も継続し、成功すれば他にも展開していきたい。1地区に1クラブ、1教室のみ設置されている地区では実践可能ではないかと考えている。

2. 両事業の連携強化に向けた取組

(運営委員会の実施)

- 地区ごとの定期的な打ち合わせとして、「放課後子ども教室運営委員会」を年1回実施している。各地区で放課後子供教室のスタッフや公民館職員、ボランティアスタッフに出席いただき、年度当初の運営方針等について協議を行っている。
- この他にも、7つの地区の放課後子供教室の担当者3名と所管課長等が毎月1回集まり、定例打合せのような形で情報共有を行う場も設けている。クラブ・教室両事業の担当者として、社会教育課の職員も参加しており、その場で上記の活動(両事業の参加児童と一緒に行う活動)についても検討される。
- これらの委員会・会議で話された内容は、重要な内容のみ所管課から放課後児童クラブに日々共有を行っている。その他、毎月所管課から放課後児童クラブ向けに発信している学童クラブだよりでは、放課

後子供教室の次回の実施日・実施内容等を周知するほか、北淡地区については、月 1 回の交流活動についても周知している。

(安全管理)

- 両事業の参加児童と一緒に活動する際の活動の進め方や安全管理策について、マニュアル等の整備は行っていないが、たとえば夏場は熱中症対策として体育館で実施するなどの基本的な対応は行っている。

3. ガイドに掲載してほしい事項

- 淡路市では、登録すれば放課後児童クラブ利用児童も放課後子供教室に参加できるが、この形式を一体型としてはこれまで認識していなかった。一体型の定義を明示してもらえるとありがたい。

以上

1-3. 東京都練馬区

1. 放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施について

1) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の運営状況

(所掌体制)

- 放課後児童クラブ・放課後子供教室の両事業を含め、管内の子ども関係の施策全般を教育委員会事務局こども家庭部が所掌している。一体型事業「ねりっこクラブ」(詳細は後述)は、放課後児童対策係が一括して担当しているが、ねりっこクラブ事業に該当しない放課後児童クラブ、放課後子供教室は、別の係が担当している。

(放課後児童クラブ)

- 放課後児童クラブは管内に 103 か所ある。
- 放課後児童クラブの運営形態は、公立公営(30 か所)、公立民営(59 か所)、私立民営(14 か所)の 3 パターンあり、公立民営 59 か所のうち、37 か所が「ねりっこクラブ」である。最終的には、管内 65 校すべての小学校内等に放課後児童クラブを設置し、ねりっこクラブとしての運営に切り替えていく予定である。
- 放課後児童クラブを小学校内で実施している放課後児童クラブが 54 か所ある。残りの 49 か所は、利用者の多様なニーズに合わせて、利便性の高い駅前等に設置している。

(放課後子供教室)

- 放課後子供教室は、管内の全小学校区に計 65 か所で実施している。
- 放課後子供教室は、もともと地域(PTA、学校周辺の町会・自治会等)を軸としたボランティア「学校応援団」が、学校応援団ひろば事業(以下、「ひろば事業」という)として実施していた。
- ひろば事業は、基本的に週 5 日(学校が開いている平日)実施している。保護者や保護者OBに子どもを見守るスタッフとして加わってもらうことがある。なお、学校応援団はひろば事業のほかにも、校庭開放(全校で実施)、図書館開放(半数で実施)、体育館開放等を実施しており、同じ学校内で、他の学校応援団の事業に携わる方も、ひろば事業の子どもを見守ってくれている。
- 放課後子供教室のうち、「ねりっこクラブ」に移行したものは、別事業「ねりっこひろば」として整理され、区内の所管部署も変わる。この場合、「学校応援団ひろば事業」のボランティアは「ねりっこクラブ」スタッフとしてねりっこクラブ運営事業者には雇用されることとなる。

2) 両事業の連携、または一体型実施に対する方針

- 平成 28 年より、放課後児童クラブと放課後子供教室の事業運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」を開始した。ねりっこクラブでは、放課後児童クラブを「ねりっこ学童クラブ」、放課後子供教室を「ねりっこひろば」と呼び、同一の委託事業者が運営する。
- ねりっこひろばは基本的に週 5 日(平日)、ねりっこ学童クラブは週 6 日(月～土)開設されている。
- ねりっこクラブでは、放課後児童クラブに登録している子どもが必要な保育を提供されることを目指しつつも、ねりっこひろばを利用する他の子どもと交流する機会を設けられるよう配慮している。そのため、ねりっこクラブ内でも、両事業の拠点や実施日時、活動内容(おやつの有無を含む)は異なり、それぞれに活動する。ただし、活動時間の一部は双方の登録児童が同じ場で放課後の時間を過ごすことができる。
- 放課後児童クラブを「ねりっこクラブ」に移行する場合には、基本的に放課後児童クラブの委託事業者が、両事業の運営を引き継ぐこととしている。したがって、「学校応援団ひろば事業」のスタッフは放課後児童クラブ委託事業者には雇用されることとなる。事業者には「雇用される」形態はボランティア意識と相反する面もあるため、移行が決まったひろば事業のボランティアスタッフからは不満の声も挙がったが、ねりっこクラブの運営にあたり、「地域の方々が子どもたちを見守る」形態を崩すつもりはないことを伝えた。その結果多くのボランティアが事業スタッフとして残ることになった。
- なお、同区では平成 25 年頃から「夏休み居場所づくり事業」を実施し、夏休み期間、放課後児童クラブを利用しない子どもたちが安全に過ごすことのできる居場所を提供していた。本事業は、放課後児童クラブ委託事業者がひろば事業のスタッフを雇用して実施したため、ひろば事業スタッフにとっては、雇用

されて放課後子供教室活動に従事するプレ体験として機能したかもしれない。

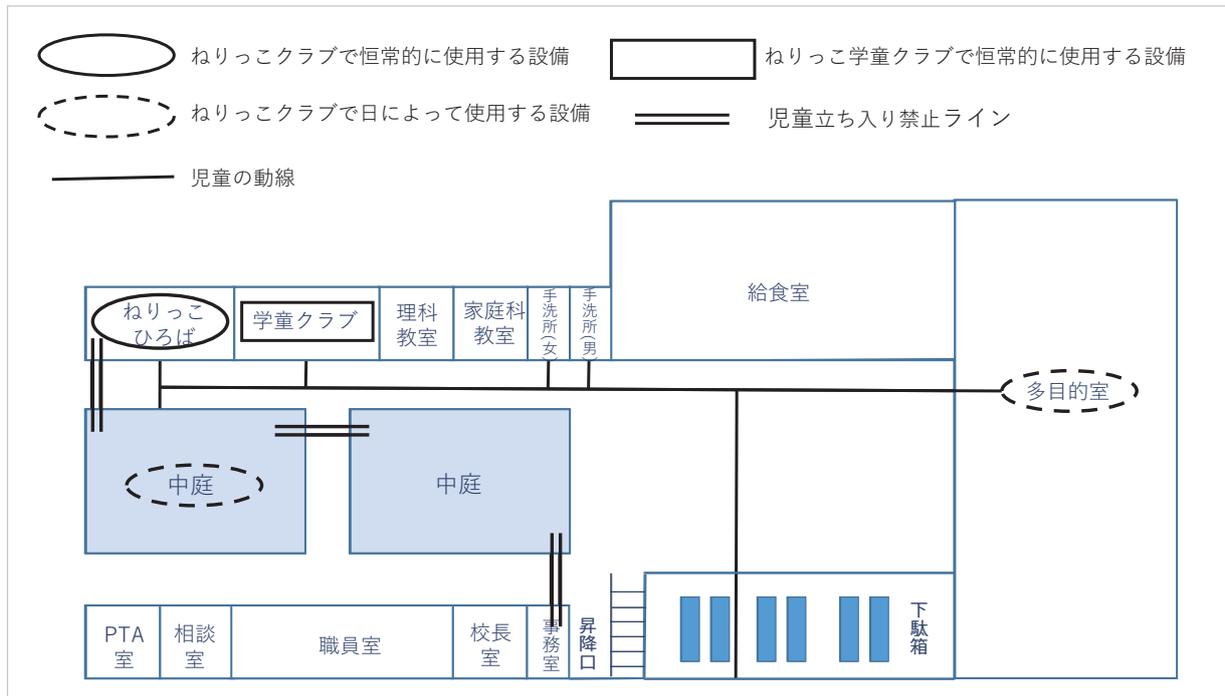
- なお、「ねりっこクラブ」でない放課後児童クラブも、小学校内で実施している場合には(同一小学校内で実施する)放課後子供教室の活動に参加できる。ただし放課後児童クラブに登録している子どもが放課後子供教室に参加できるのは、放課後児童クラブ側で、放課後子供教室との交流機会を設けた時に限られる傾向があり、両事業を行き来できる機会は少ない。
- 小学校内に設置している放課後児童クラブ 54 か所のうち、一体型事業の「ねりっこクラブ」は現時点で 37 か所だが、残りの 17 についても、将来的には一体型の「ねりっこクラブ」にしていく予定である。特に、現状、民間事業者に対して補助金を出し運営する民立民営の放課後児童クラブが 14 か所あるが、これらもゆくゆくは事業者がステップアップし、一体型事業の「ねりっこクラブ」運営業者へ移行してもらうことを目指している。

3) 両事業実施における学校施設(小学校余裕教室等)の活用方針

(小学校と教育委員会との間での協定締結)

- ひろば事業の理事に学校の先生が入っており、もともと学校とは密接な関係を構築できていた。
- 学校施設の活用にあたっての責任体制明確化に努めている。「ねりっこクラブ」をスタートした平成 28 年以降、「ねりっこクラブ」を開始するごとに、教育委員会の教育長と各学校の校長との間で、学校施設の使用に関する「ねりっこクラブの実施に関する協定書」(以下、「協定書」という)を結んでいる。協定書では、基本的合意事項として、「教育委員会は、小学校の学校教育に支障が生じないよう配慮の上、事業を実施するものとする/小学校は、学校教育に支障がない限り、教育委員会が実施する事業に協力するものとする」としたうえで、学校施設・設備の使用と使用時間、管理責任、緊急時の対応、学校教育に支障が生じる場合の対応を明記しルール化している。
- 放課後子供教室だけでなく、放課後児童クラブも余裕教室を活用して実施している。活動時間帯の責任範囲を明確化しておかなければ、学校の理解や協力は得られない。協定書には、放課後に使用するスペースだけでなく、放課後児童クラブ実施中の子どもの移動ルートや行動範囲も明記し説明している(図1)。協定締結時には、それでも不安を述べる小学校もあるが、実際には、子どもたちは「行ってよい」と決められた場所にしか行かない。職員が責任を持って子どもを見守っており、合意事項が守られていることを協定書と合わせて実感してもらうことで、最終的に学校の理解が得られる。
- 緊急時対応については同協定の中で、「練馬区児童館・学童クラブ危機管理基本マニュアル」に則ることとしている。具体的には、災害発生時にはねりっこクラブの方で子どもの引き渡し等を実施することとなるが、緊急時対応の内容を周知・共有しておくため、学校にもマニュアルを渡している。

図1 ねりっこクラブの実施に関する協定書(イメージ)
(放課後児童クラブ実施中の子どもの移動ルートや行動範囲の確認に関する部分)



(学校施設を活用した活動実施に関する話し合い)

- 専用区画以外の学校施設活用について、大まかな合意事項は協定書内に記載している。ただし、放課後の時間の始まりは学年ごと/日ごとに異なり、両事業で使用できる場所や使用できる時間も、学期ごと/日ごとに様々である。たとえば、低学年の子どもは早く授業が終わるため、他学年が授業を行っている時間に両事業の活動場所を用意する必要がある。
- そのため、教室の使用に関しては、現場の責任者が各学校と話し合い、年度ごとの教育活動カリキュラムに基づいた綿密な調整を行う。調整にはコーディネーター(詳細は後述)が関わることもある。また、学校側において、ねりっこクラブの活動で利用したい教室(家庭科室等)の授業をできるだけ午後に入れないといった配慮をってもらうケースもある。放課後児童クラブ・放課後子供教室ともに実施場所を学校から借りるケースでは特に、調整に際して学校側にかなり配慮してもらう必要がある。
- 調整にあたっては、各学校から年度ごと・学期ごとのクラス数、使用できる教室の有無、時間割等を聴取したうえで、使用できる教室を確保するため個別の調整を学校側に依頼することとなるため、学校との関係づくりが大変重要である。

2. 両事業の連携強化に向けた取組

(コーディネーターの配置)

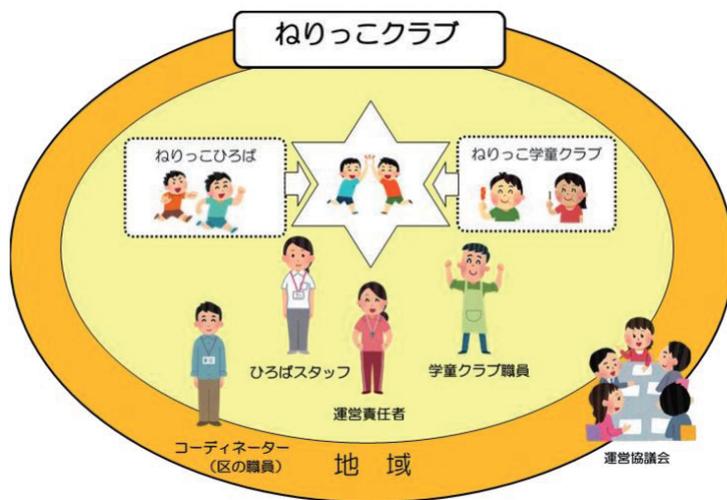
- 放課後児童クラブや児童館の業務経験を有する区の職員を、コーディネーターとして配置している。ねりっこクラブごとに担当コーディネーターが決まっており、現在は8~9校を2名で担当している。コーディネーターは、学校との調整や職員向け研修の企画のほか、運営中のねりっこクラブへの対応(立ち入り調査、保険対応、利用者アンケート調査、危機管理、準公金管理)、新規に実施するねりっこクラブの準備対応、ねりっこ学童クラブ入会関連業務、ねりっこクラブ周知活動(ホームページ作成、ねりっこクラブ見学会の実施)を担っている。
- なお、地域の児童館にねりっこクラブのコーディネーターを移管し、周辺地域のコーディネーターとしての機能を付与する計画であり、既に2館で実施している。これにより、各学校で実施している「ねりっこ

ラブ」の取組の横展開に向けたつなぎ役となることも期待している。

(両事業の運営に関する話し合いの場の設置)

- 「放課後子ども総合プラン運営委員会」を年3回程度実施している。主な議題は、自治体全体の放課後施策とその具体的な内容、一体型の推進状況等である。個別の運営に関する議論ではなく、「ねりっこクラブ」への移行に向けた区全体の方針を検討したり、「ねりっこクラブ」の事業報告や意見を聴取する場となっている。
- また、コーディネーターが中心となって学校ごとに「ねりっこクラブ運営協議会」を実施している。自治体職員(コーディネーター)、放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室関係者のほか、学校関係者やPTA、主任児童委員、青少年委員の参加を呼びかけている。ねりっこクラブの活動に関することのほか、地域の子どもをめぐる課題、地域住民と子どもたちの関わりについて、情報提供、協議を行う。たとえば、子どもの帰宅時間のピークが17時過ぎであることが共有されるなど、実態に即した話題が挙がる。

図表2 ねりっこクラブ運営協議会の位置づけ



- なお、「放課後子ども総合プラン運営委員会」と小学校区ごとの「ねりっこクラブ運営協議会」において、相互交流は现阶段では行われていない。

(研修)

- 放課後子供教室スタッフ及び放課後児童支援員向けに、区で研修を企画・実施している。
- 研修テーマによっては、学校応援団のスタッフも参加できる。両事業関係者が一緒に受ける研修は、それぞれの地域の状況や「ねりっこクラブ」の運営状況に関する情報共有の場にもなる。
- 区のコーディネーターが、地域と地域それぞれの「ねりっこクラブ」の中で目にしたものをテーマとして、研修の題材を検討する。日々の運営において課題の一つと感じているのが、放課後子供教室スタッフ、放課後児童支援員の子どもたちの見方の違いである。両者では子どもとの距離感等、子どもの放課後への関わり方の視点が異なるので、様々な見方があってもいいということを理解したうえで、どのような視点を持つと両方で協力して子どもを見守ることができるかを考えられるような研修プログラムとしている。
- 子どもと関わるうえで大切にしていることは事業間で異なるかもしれないが、双方が子どものためを思ってやっている。そのため、よくある事例等を紹介しながら、「どちらが間違いというわけではない」「お互いが大切だと思っていることは、どちらも子どもたちにとって大切なこと」というのが伝わるよう話を組み立てている。
- そのほか、学校施設の活用に向けた学校との関係づくりも、研修テーマとして設定している。

図表3 令和3年度ねりっこクラブ研修予定

- | |
|---|
| ◇ 放課後における子どもとの関わり方について・チームねりっこ |
| ◇ 安全管理・危機対応・コンプライアンス・個人情報保護 |
| ◇ ねりっこクラブ事業の特色や生かし方(運営上の留意点、支援の単位とセカンドスペースの活用等) |
| ◇ 地域との協働の仕組み(運営協議会の進め方等) |
| ◇ ねりっこクラブ事例共有・検討 |

3. 一体型実施又は両事業の連携による成果、課題

- 区内では放課後児童クラブの需要が高く、待機児童対策としても、今後「ねりっこクラブ」の拡大が期待される。
- 放課後子供教室の日数を増やしていくことで、待機児童の解消及び潜在的ニーズに応えることができる。国全体の方向性に加え、区内に児童館が少ないこともあり、放課後児童クラブ以外の子どもたちの遊び場として、ひろば事業には潜在的ニーズがある。
- これら両事業の違いに関する利用児童の保護者への周知は、今後の課題であると感じている。

4. ガイドに記載してほしい事項

- 学校施設の活用方法について様々なアイデアがあれば聞きたい。学校施設をどのように活用しているのか、学校との関係づくりも含めて知りたい。
- 両事業の目的の違いを理解したうえで、関係者が協力して子どもたちと関わる場合のポイントがわかると、連携が円滑に進むのではないだろうか。
- 情報の横展開について知りたい。それぞれの地域で、それぞれの事業が構築されているので、横展開が難しいと感じる。

以上

1-4. 千葉県浦安市

1. 放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施について

1) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施状況

- 放課後児童クラブは市内 17 か所(17 小学校)に設置している。運営形態は、全て公立民営である。
- 放課後子供教室は市内 18 か所で実施している。市内 17 小学校に各1か所での実施に加え、浦安駅前「放課後児童交流センター」がある。
- 各学区の放課後児童クラブ・放課後子供教室は、小学校の校舎内又は小学校に隣接した施設で実施している。
- 放課後児童クラブ・放課後子供教室は、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、令和元年度から「放課後うらっこクラブ」として、一体的運営をしている。
- 各校における両事業の運営事業者は同一であり、民間企業や社会福祉法人、NPO団体が受託している。
- 両事業とも所管は健康こども部青少年課である。

2) 両事業の整備に関する方針

- 両事業の実施場所は、原則として、学校校舎内の余裕教室等を使用している。使用できる教室の確保が困難な場合は、学校敷地内に専用施設を建設している。また、隣接した民家を借用して対応している例もある。
- 原則として、学校内の余裕教室等は専用室として借用するが、放課後子供教室については、図工室や体育館等を放課後のみ借用する方法も取っている。特に、児童数が増加している学校では、余裕教室自体が減っているため、このような対応をするケースが増えている。
- 学校校舎内の余裕教室等を使用(借用)する場合は、学校及び教育委員会と協議をしている。学校側も協力的であり、スムーズに協議が進んでいる。なお、施設確保の優先順位としては、放課後児童クラブの確保を優先する。
- 日々の活動における校庭や体育館等の学校内施設の利用については、青少年課と小学校、うらっこクラブの施設長等の3者で調整し、決定している。具体的には、年次計画を3者で共有後、月間行事や突発的な行事等については、日々小学校とクラブにおいてコミュニケーションを取り、調整・対応をしている。
- 施設の利用について、小学校は協力的である。たとえば、急に雨が降って校庭での遊びができなくなった場合等には、学校に相談して体育館を利用させてもらう等、柔軟なやりとりを実現できている。
- 「放課後うらっこクラブ」の活動に伴う小学校の施設や設備の利用における責任は、原則として青少年課が負うこととなるが、施設や設備品等の破損等については、教育委員会と都度協議している。

3) 両事業の連携、又は一体型実施に関する方針

(放課後うらっこクラブ事業開始の経緯)

- 「放課後うらっこクラブ」は、平成 27 年度からのモデル事業(詳細は後述)を経て、令和元年度から市内全ての小学校を対象に「放課後うらっこクラブ」として一体的な運営を開始した。
- 令和元年度に「放課後うらっこクラブ」の一体的運営を開始するにあたり、運営事業者のプロポーザルを実施し、業務委託先を選定した。その際、同一小学校における両事業の運営事業者は同じとなるよう募集した。
- 同一小学校内における放課後児童クラブ・放課後子供教室の運営を同じ事業者によるものとした理由の一つに、両事業の職員・スタッフ同士の連携のしやすさがある。「放課後うらっこクラブ」の試行の際に、現場から「両事業を同じ学校内で実施しているにも関わらず、まったく接点がない」という意見があった。また、放課後児童クラブ利用者からは「放課後児童クラブに通っていない子どもと遊びたい」という意見もあった。そこで、両事業間の交流促進、保護者や子どもの満足度の向上を目指し、放課後児童クラブ・放課後子供教室を同一事業者とした。

- 「放課後うらっこクラブ」として一体的運営を行っているものの、普段は、放課後児童クラブ・放課後子供教室はそれぞれの教室で過ごしており、定期的に「交流活動」として、両事業の児童が参加するイベントや行事、遊びを開催する。なお、交流活動の頻度や内容は、運営事業者が企画している。（現在は、コロナ禍のため交流活動を中止している。）

（モデル事業の実施）

- 「放課後うらっこクラブ」のモデル事業は、平成 27 年度は夏季休暇に実施、平成 28 年度から 2 小学校をモデル校として実施した後、モデル校の数を少しずつ増やしていった。
- モデル事業では、放課後児童クラブと放課後子供教室(当時は「放課後異年齢児交流促進事業」と呼んでいた)による一体的な活動のほか、放課後子供事業における「ランドセル来所」や「お弁当スペース」の提供も実施した。
- モデル事業後のアンケートにおいて、保護者からは「放課後児童クラブに入っていない子どもと遊べるのは良い」「ランドセル来所をこの先ずっとやってほしい」等のご意見、また、子どもからは「交流活動に参加して楽しかった」「今後利用していきたい」等の高い評価をいただいた。このモデル事業により得たご意見やご指摘は、令和元年度からの「放課後うらっこクラブ」の完全実施に大変参考となり、活用させていただいた。

2. 両事業の連携強化に向けた取組

（交流活動調整員の配置）

- 「放課後うらっこクラブ」の職員の中に「交流活動調整員」を 1 名配置している。普段は放課後児童支援員として勤務するが、交流活動(放課後児童クラブと放課後子供教室の全ての子どもが参加することのできる活動)を実施する際には、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の調整を図り、交流活動を企画・実施をする。
- なお、浦安市では、支援の単位(1 児童室)の児童数が 30 名を超える場合は、3名の放課後児童支援員等を配置しており、これは国の基準よりも多い。さらに、交流活動時には、4名の放課後児童支援員等が育成支援に従事する。そのため、交流活動に参加しない子どもが放課後児童クラブにいた場合にも、育成支援を行うことができる。

（安全管理マニュアルの作成）

- 「放課後うらっこクラブ」の安全な運営を図るため、防犯および防災に関する対策をまとめた「放課後うらっこクラブ安全対策マニュアル」を策定し、ホームページ上に掲載している。両事業で異なる対応が必要となる事項(特に「暴風警報発令時等の対応」等)については、分けた記載としている。

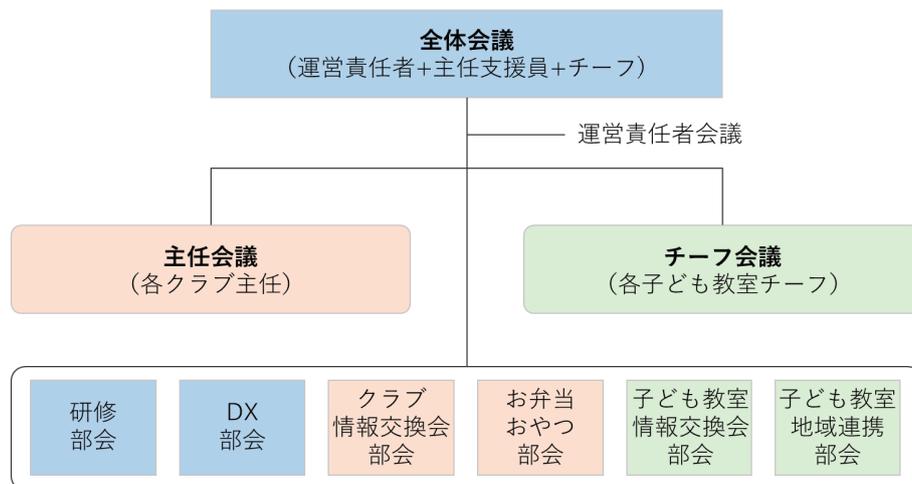
図表 1 安全対策マニュアルの目次構成

1 日々の備え
2 来所及び帰宅時の安全確保
3 不審者が侵入した時等の対応
4 暴風警報発令時等の対応
5 大地震発生時の対応
6 火災発生時の対応
7 感染症等の発症時の対応
8 ケガや体調不良への対応
9 食物アレルギー反応への対応

（全体会議の実施）

- 「放課後うらっこクラブ」の全体を総括する会議体として「全体会議」がある。ここには、青少年課及び運営事業者の運営責任者、両事業の施設長(主任)及びチーフが参加する。
- 全体会議の下部組織として、「運営責任者会議」「放課後児童クラブ主任会議」「放課後子供教室チーフ会議」、そして6つの「専門部会」を設置している。

図表2 会議体



- 「全体会議」は、年2回程度実施し、放課後うらっこクラブ事業における全体的な運営方針や実施要領、連絡事項の周知・確認の場としている。
- 「放課後児童クラブ主任会議」「放課後子供教室チーフ会議」は、ともに年2回程度実施し、両事業の具体的な事務手続きや連絡・確認事項の共有、また各施設での取組状況や課題を共有するとともに、解決案等を協議する場となっている。
- 「運営責任者会議」は、臨時的・突発的に、運営責任者を招集して対応すべき事案・事項が発生した場合に開催する会議である。
- 専門部会は、「放課後児童クラブ主任会議」「放課後子供教室チーフ会議」で挙げた課題や話題をもとに、特定のテーマについて掘り下げて、議論したり、勉強したりする部会である。令和3年度は、研修部会・DX部会・クラブ情報交換部会・お弁当おやつ部会・子供教室情報交換会・子供教室地域連携部会の6つの部会を設置した。
- このように会議体を体系化して運用することにより、関係者間での情報共有、ノウハウの共有が図られるようになった。また、各施設間のコミュニケーションも活発となり、全市的に一体感を持って放課後うらっこクラブ事業を運営できるようになった。このことは、職員・スタッフの視野の広がりやスキルの向上につながっているのではないかと感じている。

(放課後児童クラブ運営協議会の設置)

- 「放課後児童クラブ運営協議会」は、クラブを利用する保護者の代表、学校関係者、クラブ運営事業者、地域住民(民生委員等)で組織し、放課後児童クラブの運営をより良いものとするため、設置している協議会である。市は、オブザーバーとして参加する。協議会は、全ての放課後児童クラブにおいて設置されている。
- 「放課後児童クラブ運営協議会」では、クラブを利用する保護者や子どもの声をクラブの運営に反映できるよう、またより良いクラブ運営を図るため、学校や地域住民の協力をいただけるよう、各校クラブの運営方針・活動計画の共有、保護者負担金の予算・決算、行事やイベントの実施報告等について、話し合っている。クラブの運営について、様々な立場の関係者が意見を出し合う交流の場ともなっている。

(研修の実施)

- 研修については、県が実施する認定資格研修や資質向上研修、また各事業者にて社員育成のために実施する職員研修のほか、市内の全放課後うらっこクラブの支援員やスタッフ等を対象とした研修会等を専門部会(上述)が主体となって実施している。
- 研修部会では、両事業で直面する課題等をテーマに研修を企画し、開催している。令和2年度には、コ

- ロナ禍での「放課後うらっこクラブ」の運営について、専門家による講習会(リモート形式)を実施した。
- また、情報交換部会では、年1～2回程度、参加者から集ったテーマをもとに、ワークショップ形式の研修・情報交換を開催している。

図表3 情報交換部会での研修・情報交換テーマの一例

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● コロナ禍における遊びやイベントについて ● グレーゾーン(発達障がい等)児童への接し方について ● 高学年の受け入れによる課題対応について |
|---|

- 放課後児童クラブ職員には、認定資格研修等、専門的な知識を習得する機会があるが、放課後子供教室のスタッフには、そうした学習機会がなかった。このような中、「放課後うらっこクラブ」として、部会制度の導入や、クラブ及び子供教室の合同研修会の開催等の取みにより、放課後子供教室のスタッフの知識の習得の機会が増えるとともに、「放課後うらっこクラブ」の関係者間での情報共有、ノウハウの共有が図られるようになった。また、各施設間のコミュニケーションも活発となり、全市で一体感を持って放課後うらっこクラブ事業を運営できるようになった。

(事業内容の周知)

- 新1年生の入学前の説明会において、放課後児童クラブと放課後子供教室の概要や活動内容を記した資料を配付している。
- 事業内容については、両事業とも毎月発行するおたよりで周知している。
- おたよりとは別に、「放課後うらっこクラブ」利用者向けアプリにて、情報を発信している。このアプリは、無料のツールを使って、放課後うらっこクラブ職員や市青少年課職員で作成したため、開発に係る費用は発生していない。
- アプリには、「放課後うらっこクラブ」の概要や施設の写真、入会の問い合わせに関するFAQのほか、紙で配るお便りをデータ化し、アプリ上で閲覧できるようにしている。運用開始したばかりでまだ十分に使いこなせていないが、今後情報提供を充実させていきたい。

3. 一体的運用の成果と今後の課題

- 「放課後うらっこクラブ」の一体的運用及び交流活動の実施により、保護者の就労に関わらず、全ての児童の放課後の居場所が確保できた。また、放課後児童クラブと放課後子供教室の子どもが一緒に遊ぶ機会も増え、同学年だけでなく、異学年の交流も促進された。放課後における「学校でもなく、家庭でもない、子どもたちが、安全で楽しく過ごせる居場所」を設けることにより、子どもの自立性や豊かな心を育み、健全育成にもつながっていると感じている。
- 今後の課題は、保護者との連携である。保護者が安心して放課後児童クラブや放課後子供教室に子どもを預けられるよう、保護者への情報発信や報告を、もっと積極的に行っていきたいと考える。また、コロナ対策や安全なイベントの実施等において、保護者の協力は不可欠である。「預けたらお任せ」ではなく、より良い放課後うらっこクラブ事業の実現に保護者も一緒に考えて、協力いただけるような仕組みづくりを考えていきたい。
- 昨今、「学校と地域との連携」「コミュニティスクール導入」等の取組も始まっている。特にコミュニティスクールと放課後うらっこクラブ事業は、関連性も高く、相乗効果も期待できる。地域の子どもを、学校・行政・地域の大人たちが、見守り、育てていく。そのステージが、「放課後うらっこクラブ」となれるよう、今後も取組を進めていきたいと考える。

以上

1-5. 東京都八王子市

1. 放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施について

1) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施状況

(放課後児童クラブ)

- 放課後児童クラブは公立民営で 137 か所設置している。委託先は、NPO 法人 5 法人、社会福祉法人 6 法人、営利法人(株式会社) 1 社となっている。
- 運営については指定管理者に委ねているものの、市は管理運営を指導する立場にあるため、基本的に年 3 回現地へ赴き、現場の実施状況を当該年度の仕様書と照らし合わせて確認している。その他、全法人を集めた情報交換・意見交換等も定期的を実施している。
- 法人(指定管理者)によって運営の特色は様々である。NPO 法人は元々地域で立ち上げたところが多いため、地域の子どもを見守る視点を重視し活動している印象。営利法人(株式会社)では、同法人が運営する他施設とのオンライン交流会を実施するなど、活動内容が特徴的。社会福祉法人は保育園の運営も行っているため、保育に対する姿勢がしっかりしていると感じている。
- 参加者のほとんどは低学年児童であり、高学年を受け入れている施設は 19 か所のみである。このうち、16 か所は 6 年生まで受け入れているが、3 か所については 4 年生までしか受け入れを行っていない。

(放課後子供教室)

- 放課後子供教室は委託で 66 か所実施している。委託先は、50 か所が PTA や地域の方々に構成された団体、16 か所が放課後児童クラブの指定管理者である。
- 活動日数は、全体平均でみると年間 100 日前後、すなわち週に 3、4 回程度。積極的に活動する放課後子供教室は、週 5 日と活動頻度が高く、地域の方による見守りや放課後児童クラブとの連携による活動等を行っている。一方で、保護者会を実施している間の児童の見守り等といった限定的な実施に留まる場所では、活動頻度が少ない。活動場所や人員の確保等の地域の実情に即して実施しているため、活動状況は様々である。
- 実施場所は、66 か所全てを小学校内等で実施しており、放課後児童クラブと同一小学校内等で実施するものが 51 か所である。原則小学校の校庭を借りて実施しているが、屋内プログラムを実施する場合は体育館や空き教室も使用している。使用教室の決定にあたっては、放課後児童クラブ、放課後子供教室両事業の職員が、各々学校に対して体育館や空き教室の利用予定を確認し、基本的に両事業で使用教室が被らないように調整している。活動内容は原則として自由遊びであるが、教室が借りられた場合は宿題のサポートなども行っている。学習支援員による宿題サポート(学習指導)を行うことで、学習の基礎・基本となる知識の習得につながっている。

(所管部局)

- 以前は子ども家庭部(福祉部局)で放課後児童健全育成事業を担当していたが、2021 年 10 月 18 日の組織改正により、両事業とも放課後児童支援課(教育委員会)の所管となった。所管を統一したねらいの一つに、学校との連携促進がある。以前は、放課後児童クラブの担当者と放課後子供教室の担当者がそれぞれ別々に学校と調整していたが、両事業の所管部局を教育委員会とすることで、学校との情報共有が行いやすくなるのではないかと考えた。

2) 両事業の整備に関する方針

(これまでの経緯)

- 元々は公立公営および私立民営の放課後児童クラブを設置していたが、平成 16 年度以降、指定管理者制度の導入により、元々運営を行っていた NPO 法人や社会福祉法人が徐々に指定管理者に移行していき、現在の形態となっている。
- 所管部局の統一前から、放課後児童クラブと放課後子供教室を同一小学校内で実施するケースは多くあったが、所管課の職員同士や、両事業に参加する児童、運営者同士の関わりはほとんどなく、活動場所を分けたり、ビブスや帽子着用によってどちらの事業に参加している児童がわかるようにするなどして両事業の区分をつくったうえで、放課後児童クラブ・放課後子供教室それぞれが、それぞれの方針の下

で活動していた。しかし、平成 27 年度の国の「新・放課後子ども総合プラン」公表を受け、両事業の運営者に対して、放課後児童クラブの利用児童と放課後子供教室の参加児童が一緒に活動できるようにするよう、市から働きかけを行った。

- 放課後児童クラブと放課後子供教室の運営主体が異なる場合もあるが、一体型での実施にあたって事業者から特に反発はなかった。安全管理等ルールが異なる場合は、どちらかに合わせるのではなく基本的に学校のルールに統一することとしている。学校によってルールが異なるため、実施している学校の方針との食い違いを避けるためにも、全施設用の統一マニュアル等は作成していない。

(一体型の事業量目標)

- 今後、放課後児童クラブと放課後子供教室の児童が同じ場所で自由遊びを行うだけでなく、両事業が協力して企画・運営する共通プログラムを充実させた形の一体型を 10 か所程度増やすことを目指している。これは、両事業の特性を活かしつつ、全ての児童に様々な活動体験を提供できる方法として、共通プログラムの実施が望ましいと考えているためである。プログラム設計や運営のための人員増員が必要であることを考慮し、10 か所程度の増設を目標として設定した。

(放課後子供教室の事業量目標と担い手確保)

- 放課後子供教室は開催日数の拡充を進めており、今年度は週 5 日が 36 か所だが、これを令和 4 年度は、40 か所に増やすことを目指している。しかし、活動場所や担い手の不足によりなかなか進められていないのが現状である。担い手の多くは有償ボランティアであり、各地域の町内会等への声掛けや、学校長からの紹介により集めているが、十分な人員を確保するのは難しい状況である。見守りや安全管理などは、放課後児童クラブの職員や地域のシルバー人材センター、PTA、OB の保護者等に依頼をしている。

3) 両事業の連携、又は一体型実施に関する方針

(学校施設の利用)

- 小学校施設設備の利用については、現場(運営者)が学校と調整しており、市として学校との関わりはさほど多くないが、市職員も頻繁に小学校に顔を出し、状況を確認しているため、学校との関係性の構築は行えている。
- 放課後児童クラブの活動場所が専用室(余裕教室の活用を含む)だけで足りない場合など、放課後だけ特別教室を借り、臨時の追加保育室として使用する場合がある。専用施設を有する場合にも、工事等の事情で使用できない時など、期間限定で教室を借りる例がある。実際には、普通教室も含めて教室がほとんど使われており、学校側としては教育活動に支障が出てしまうため協力したくても難しい現状がある。そうした中でも、放課後子供教室を実施していない日に放課後子供教室用に貸し出している教室を、緊急居場所対策事業として臨時で使えるようにするなど、協力的な学校は多い。
- 学校施設以外には、学童保育所として町内会の会館や、団地の集会所等を使用している。ビルテナントの一部を改修したところもある。施設は全て市が準備する。
- 放課後子供教室については、地域によっては余裕教室自体が少ないため、活動場所を確保することが難しい。そもそも放課後児童クラブのように専用の施設があるわけではないため、屋内施設を借りたい場合に苦労している状況である。学校の理解を促すべく、学校職員や学校運営協議会、PTA、放課後児童クラブ運営者、市の所管部局で構成された運営委員会(詳細は後述)の場で、状況の共有や学校施設利用に向けた議論を行っているところである。

(一体型の実施方法)

- 放課後児童クラブと放課後子供教室の両方に登録している児童であれば、両方の活動に参加できる。放課後児童クラブ利用児童の放課後子供教室への参加方法は施設によって異なっており、放課後児童クラブに一度登所したあと全員で放課後子供教室に参加する形式や、荷物のみ放課後児童クラブに置いて放課後子供教室に自由に参加できるところなど様々である。これ以上の自由な行き来を実現しようとする、さらに徹底した安全管理体制が必要となるため実現は困難だろう。
- 放課後児童クラブの利用児童が放課後子供教室の活動にも参加できるもののうち、活動企画・運営で両事業職員が協働しているものが 16 か所である。これらはプログラムの共同企画等は行っていないも

の、両事業の運営主体が同じであるため放課後児童クラブ、放課後子供教室の職員・スタッフが両事業の児童を分け隔てなく見守る形式をとっている。運営における両事業の協働に際しては、両事業への学習場所や遊び場の提供といった側面での学校の理解も重要な要素であると感じている。体育館等広い活動場所を提供してもらうことで、人数制限を設けることなく両事業の児童と一緒に活動させることができ、またそうして集まった多くの児童に対して、両事業の職員・スタッフが協働で見守りを行う契機にもなり得ると考えている。

2. 両事業の連携強化に向けた取組

(連携推進員の配置)

- 東京都のモデル事業(都型一体型学童クラブモデル事業)の一環で、令和元年度から八王子市では「連携推進員」を設置している。連携推進員は放課後児童クラブの職員で、日々の育成支援に加えて、学校との調整、両事業職員・スタッフ間の調整、プログラムの企画、安全管理や両事業の活動に関するルールの共有等、幅広い業務を担っている。特に、ルールの共有に関しては、両事業間でのルールが異なるために、事故発生時の責任の所在が明確化できないことが一般的な課題としてよく聞かれる。そのため、連携推進員が放課後児童クラブと放課後子供教室、さらには学校も含めた仲介役となることで、円滑に調整を図れるのではと考えた。
- 放課後児童クラブと放課後子供教室の共通プログラムの企画時には、両事業の橋渡しとして連携推進員が間に入ることで、参加者数等を把握しやすい。これによって、両事業の児童が参加しやすい環境がつけられることを期待している。
- 現在連携推進員を設置しているのは2か所のみであるが、令和4年度からは11か所に配置する予定である。この有効性が認められれば、今後更に設置数を増やしていきたい。

(運営委員会の設置)

- 運営委員会は基本的に年2回開催。放課後子供教室や放課後児童クラブの実施状況や連携方針について意見をもらう場となっている。
- 構成員は放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室関係者、生涯学習審議会委員、小学校長、PTA連合会、民生児童委員で約10名となっている。他にも市の管理職等が入っている。
- 一体型で実施する共通プログラムの企画等の具体的な議論内容を市の事業計画等に盛り込むところまでは話が行きついていないが、国の新・放課後子ども総合プランの内容を市としてどのように具現化していくかという観点から、様々な議論を行っている。
- 所管課統一前も運営委員会は実施していたが、議題は両課・両事業の連携方針に終始していた。所管課が統一された現在は、もう一歩進んだ話ができるのではないかと考えている。今後は国の新・放課後子ども総合プランで示された方針を市としてどのように実行に移していくかなど、委員会で出た意見を市の課題として受け止め、積極的に取り組んでいきたい。

(一体型で実施するプログラムの企画、周知)

- スポーツに興味を持ってもらいたいというねらいのもと、一体型で実施する共通プログラムとして、市でスポーツのプロを招いた交流プログラムを計画している。先日は試行的に元プロ野球選手を招いて開催した。今後はサッカーなど幅広く増やしていきたいと考えている。
- また、従来より放課後子供教室で実施している出張体験講座として、藍染め体験や音楽教室、昔遊びのワークショップなど約20の講座がある。この講座には放課後児童クラブの児童も参加可能となっている。これを両事業が協力して企画・運営する共通プログラムにつなげていけたらと考え力を入れているところである。
- 放課後児童クラブ、放課後子供教室ともに、一体型で実施するプログラムについて定期的にお知らせを配布している。野球教室など実施場所が学校である場合は、学校経由でお知らせを配布している。参加申込書は放課後児童クラブ、放課後子供教室のどちらに提出しても可としている場合もある。

(研修会への登壇)

- 令和元年度から3年連続で「東京都放課後子供総合プラン研修」の事例発表者として、八王子市の職員や小学校の校長が登壇している。

- 参加者は両事業を担当する市町村の職員や運営者などである。新・放課後子ども総合プランを理解することを目的とした研修で、両事業関係者が意見交換を行う中で、相互に理解を深めることができる。研修の中で「各自治体の課題」として最も多く聞かれるのが学校との調整の難しさであり、令和3年度の研修では八王子市の小学校長が登壇者として参加し、放課後児童クラブ、放課後子供教室と学校の連携事例等について発表を行った。

(一体型実施の成果と今後の課題)

- これまでは通う小学校が同じであっても登録先が放課後児童クラブ・放課後子供教室で異なれば一緒に遊ぶことができなかったが、そうした友達同士が同じ場所で活動できるようになったことは大きなメリットであると感じている。
- また、一体型を進めるにあたり、市からの要望だけでなく学校側のニーズも取り入れたことが学校側との関係づくりにおいては有効であったと感じている。現状、低学年児童のみを受け入れている放課後児童クラブが多いため、高学年になり初めて放課後子供教室に参加する児童も多い。そうした中、低学年時から児童の特徴を把握している教員と情報共有ができることは、運営側にとってのメリットである。さらに、学校側は普段保護者と話す機会が少ないため、放課後児童クラブの場を活用し、迎えに来た保護者に児童の状況を報告できる点で教員にとってもメリットとなる。また、一体型実施を通じて、今後入学予定の児童に関する情報や、学校生活以外の児童の様子を把握したいといった学校側のニーズにも応えられている。日頃から運営者と学校間で頻繁に連絡を取り合い、また互いの行事や活動への参加を通じて、普段からニーズを伝え合う関係性が作られていたからこそ実現できたと感じている。
- 一方で、両事業の連携にあたっては、学童保育は「保育」、放課後子供教室は「教育」といったように、もともと両事業の実施目的が異なることから、人員や場所の確保面で障壁も生じている。しかし、本来国の「放課後児童健全育成事業」における放課後児童クラブの目的は「保育」ではなく家庭学習の場(=教育)も含んだ「生活の場の提供」と示されている。長年学童保育に携わる職員はこの点を認識していないために両事業の連携に踏み切れない面があるため、各職員がこの正しい目的を念頭に置いて取り組んでいく必要があると感じている。
- 特に、場所の確保が一番の課題である。両事業の児童を対象にした際にはある程度の広さを確保する必要があり、かつ屋外の場合には雨天時の場所やプログラム変更等にも対応する必要がある。また、放課後児童クラブで使用する場所はクラブの占有と決まっているため、放課後児童クラブの登録児童しか立ち入ることができない。そのため、両事業の共通プログラムをクラブの占有場所内で企画した場合に、放課後子供教室のみ参加している児童が申し込めないことに申し訳なさを感じている。放課後児童クラブ・放課後子供教室で複数の部屋を借りている場合には、共用利用できる教室を一部屋設けることで、学校側としても貸し出す教室数が減少し負担軽減につながるのではないかと考えている。
- さらに、両事業の人員確保面でも課題を感じている。放課後児童クラブと放課後子供教室の自由な行き来を可能にする上では、放課後児童クラブに残る職員と子供教室に行く職員の両方が必要になる。一体型の拡大にあたり、人員確保面での国からの補助などがあれば実施しやすくなるのではと感じている。

3. ガイドに掲載してほしい事項

- 運営側の課題については市の調査等を通じて把握しやすい一方、施設利用にあたり学校側の協力を得る方法や学校側のニーズについては把握しづらい面がある。学校側の事情を理解しつつ連携を進めるための運営団体の学校との関わり方や、関係性の構築方法について解説されているとありがたい。

以上

1-6. 神奈川県平塚市

1. 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の実施について

1) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施状況

(放課後児童クラブ)

- 公立民営で49か所に設置しており、それぞれ運営を保護者会、社会福祉法人、NPO法人、学校法人、一般社団法人等に委託している。小学校内で実施するもののほか、民間借家や学校法人の幼稚園で実施するものもある。設置場所の検討は運営者と協議のうえ市が行っている。

(放課後子ども教室)

- 神奈川県の放課後子ども教室推進事業として実施している放課後子ども教室(同市の表記を適用、以下同じ)が2か所ある。1か所は平成19年より八幡小学校で実施している「やわた子ども村」、もう1か所は平成28年より港小学校で実施している「港放課後子ども教室」であり、いずれも一体型として実施している。そのほか、地域学校協働活動推進事業として、土日に横内小学校・横内中学校で活動(横内マイタウンスクール)を実施している。

(八幡小学校での取組について)

- 放課後子ども教室の委託先である「やわた子ども村」がプログラム企画を行っており、卓球やバスケットボールといったスポーツから、絵手紙、囲碁将棋、玉すだれづくり等の屋内活動に至るまで様々な活動を行っている。「やわた子ども村」には自治会、社会福祉協議会、商店街、子ども会、PTA、小学校等が参画しており、放課後子ども教室における子どもへの指導も含めて有志で行っている。
- 同地区の放課後児童クラブは、放課後子ども教室と同様に「やわた子ども村」が運営を担う。
- 登録人数の内訳は、放課後児童クラブのみ登録している児童が38名、放課後子ども教室のみ登録している児童が83名、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両方に登録している児童が36名(令和2年3月現在)である。学年別の登録数は定かではないが、参加者数で見ると3年生、2年生、5年生の順に多いようだ。活動場所は、八幡小学校の余裕教室である。

(港小学校での取組について)

- 放課後子ども教室の運営は、自治会、スポーツ団体、公民館、学童役員、小中学校職員、住民ボランティア等で組織された運営委員会に委託し、卓球・体育遊び、ニュースポーツの体験、郷土かるた等のプログラムを実施している。放課後子ども教室の実施頻度は週に2~3回である。
- 同地区の放課後児童クラブは、以前は保護者会が運営を行っていたが、負担を減らすため令和2年から社会福祉法人に運営を任せている。放課後子ども教室の活動に参加している放課後児童クラブ利用児童は、イベント的な感覚で楽しく参加しているようだ。運営主体が変わったとはいえ、支援員等のメンバーはさほど変わっておらず、地域の顔見知りであるため、放課後子ども教室とは異なる団体が運営していてもほぼ問題はない。
- 参加人数の内訳は、放課後子ども教室にのみ登録している児童が44%、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両方に登録している児童が56%となっている(令和2年3月現在)。
- 放課後子ども教室の活動実施時には毎回、放課後児童クラブの指導員3~4名が児童に同行し、見守りや遊び等を一緒に行っている。放課後子ども教室の終了後は、放課後児童クラブの指導員と児童が全員でクラブへ移動する。

(所管部局について)

- 健康・こども部は健康課、保育課、こども家庭課、保険年金課、青少年課から構成されており、その中の青少年課で放課後児童クラブを担当している。放課後子ども教室は教育委員会の社会教育課が所管している。
- 放課後児童クラブの運営については委託先の団体に任せているものの、市としても現場確認や、保護者から市へ直接届いた苦情の伝達・調整、緊急時における開閉所の判断等を担っている。放課後子ども教室の運営についても事業の実施内容やスケジュール等については委託先である地域の組織に任せているものの、適正な公費執行状況の確認や調整は市が行っている。

2) 両事業の整備に関する方針

(これまでの経緯)

- 八幡小学校、港小学校の2か所については、一体型実施を意図的に開始したというよりも、設置当初から一体型の運営が行われていた。
- 平成9年に中学校区ごとに設置された「平塚市地域教育力ネットワーク協議会」(社会教育課の所管)主導のもと、当初から地域住民全員で児童を見守る体制がとられている。当協議会は中学校区非行化防止推進団体、及び平塚市中学校区青少年健全育成連絡協議会を前身としており、地域社会における子どもたちの様々な交流・体験を可能にする教育環境づくりを目的に、各地区における世代間交流や体験事業等の実施に加え、案内看板の設置やパトロール等の共通事業を行っている。当協議会の代表は「放課後等子どもの居場所づくり運営委員会」(詳細は後述)の委員として、放課後児童クラブ、放課後子ども教室の両事業の検討にも携わっている。

(学校施設の利用)

- 児童数増加に伴い、平成29年度以降、毎年放課後児童クラブを学校外から学校内に移設するなど、学校内の教室での実施を増やしている状況である。
- 民間借家で運営されている放課後児童クラブの小学校内余裕教室等への移設を進めるべく、教育総務課(教育委員会)で「市立小学校での学童保育に関する余裕教室開放利用のガイドライン」を作成し、学校側が効率的に余裕教室を開放していくための指針を策定している。
- 放課後児童クラブで利用可能な余裕教室の考え方や、開放利用にあたっての詳細な手続き・諸条件について解説がなされており、余裕教室を教育活動の目的以外に開放利用することに対しての学校長の判断を助け、学校施設の有効利用を促すガイドラインとなっている。

【ガイドライン作成の背景】

余裕教室を学校教育目的以外に利用可能とするニーズが高まる中、平塚市では平成22年より教育委員会で「一時的余裕教室開放利用のあり方検討会」を設置し、小学校関係者を交えて、余裕教室開放のための指針を策定している。その後、平成26年の「放課後子ども総合プラン」策定を受けて、表現等の見直しを含めたガイドラインの改訂を行った。

【ガイドラインの内容】

1. 趣旨
2. 余裕教室等の定義
3. 学校における教室等の定義と配置
 - (1) 教室等の分類
 - (2) 教室配置に関する注意事項
 - (3) 教室配置の指定
 - (4) 「学童利用可能な余裕教室」の要件
4. 「学童利用可能な余裕教室」の指定にあたって
 - (1) 「学童利用可能な余裕教室」の指定にあたって
 - (2) 「教育目的上必要な教室」の水準
 - (3) 平塚市の子育て環境の充実に向けて
5. 「学童利用可能な余裕教室」の開放利用について
 - (1) 開放利用許可までの流れ
 - (2) 「開放利用許可」後の流れ
 - (3) 開放利用開始後
 - (4) 開放利用中止の場合
6. 開放利用に際して諸条件

- また、「放課後等子ども居場所づくり運営委員会」(詳細は後述)でも、校長会や教頭会の代表を交えて学校施設の利用について議論を行っている。しかし正直なところ、学校側としては、児童数は減っているものの、それが空き教室の増加につながるわけではないとの意見だ。教室配置は小学生が普段の学

校生活を送る上で機能的な配置(同一学年を同一階に配置するなど)になるよう決めているため、空き教室があったとしても余裕教室としての開放に適さない場合が多い。その点について学校とすり合わせを行っていく必要がある。さらに、放課後児童クラブで余裕教室を使用することは、多少なりとも教室を管理する教員の負担につながることであるため、この点も余裕教室の使用が難しくなる理由の一つである。

- 学校との調整は、それぞれ地域のコーディネーターが行っている。また、地域教育力ネットワーク協議会には小学校長が所属していること、放課後子ども教室の運営母体にも学校関係者が参画していることなどにより、学校との調整は比較的スムーズに行えている。
- 学校内に放課後児童クラブを設置する際には、利用に関する確認事項やルールを市(青少年課、教育総務課)、学校側(校長、教頭)、児童クラブの間で協議し、書面に記した上で余裕教室を使用させてもらっている。利用に関する取り決めの有効期間は年度内としているため、更新のタイミングで書面を基に合意内容を見直し、追加事項等が必要な場合には市(青少年課、教育総務課)と小学校、放課後児童クラブの話し合いを行い、方針を決定することとなる。

(放課後子ども教室の担い手)

- 放課後子ども教室の有償ボランティアには、卓球や体育遊び等の専門的な技能を持ち、かつ時間に余裕のある地域住民が多く登録している。ボランティアは多くの地域住民と繋がりがある方や既存の地域組織を起点に各地域で各企画に相応しい人にお声掛けをしており、現在港放課後子ども教室では6名、やわた子ども村では約20名に依頼をしている。放課後子ども教室の熱意と達成感を維持できる環境が形成されているためか、長年ボランティアにご協力いただいている方が多い。

(子ども教室開催の周知方法)

- 八幡地区、港地区の放課後子ども教室については、平塚市ホームページ内の「ちいき情報局」において、毎月初めに実施予定を公表している。

(コーディネーターの設置)

- 各地域のコーディネーターは学校との調整のほか、プログラム企画や担い手確保等を行っている。また、学校施設を活用する他の事業との利用教室や利用日等の調整についても、全体調整の一環として担っている。

2. 両事業の連携強化に向けた取組

(運営委員会の実施)

- 年に1回、小学校の校長、教頭、平塚市地域教育力ネットワーク協議会の代表、事業実施団体の代表(やわた子ども村、港放課後子ども教室、横内マイタウンスクールの代表)、中央公民館館長に加え、市職員である青少年課長、教育総務課長、教育指導課長、社会教育課長で構成される「放課後等子どもの居場所づくり運営委員会」を実施している。
- ここでは、放課後子ども教室における活動プログラムや運営・活動状況について、それぞれの代表者から情報共有を行っている。実施方針に関しては、市主導というよりも地域主体で定めている。

(協議会の実施)

- 平成9年より、中学校区ごとに「平塚市地域教育力ネットワーク協議会」を設置している。校区ごとの協議会は中学校教諭や該当エリアの小学校教諭、公民館の担当者等で構成されており、地区ごとの自主事業計画や全地区共通事業の実施計画等について議論されている。また、この協議会の代表者会議には、15中学校区の代表者、校長会、健全育成協力者会、学校代表者(校長)、関係課が参画しており、共通事業の運営や自主事業の情報共有、研修会企画等について議論されている。

3. 両事業の連携、又は一体型実施の効果と課題

(一体型の効果)

- 放課後児童クラブの児童が放課後子ども教室に参加することで、様々な年代、地域の人と交流することができる。放課後児童クラブは低学年の参加が多く、学年が上がるごとに人数が減るのに対し、放課後子ども教室には高学年の児童や地域住民等様々な人が参加している。

(活動実施に関する課題と今後の方針)

- 現在、放課後子ども教室は2か所のみであるが、今後増やしていきたいという思いがある。とはいえ、放課後子ども教室の活動は、地域の機運の高まりやコーディネートできる人材、また指導者として活躍できるだけの技能と時間がある人材がいて初めて成立するものである。新しく活動を立ち上げるには、地域教育力ネットワーク協議会等、既存の地域組織を活かした「地域の子どもを地域で育む」意識の醸成が不可欠であると考えている。また、既設の2か所における関係各所との調整は、各教室の事務局長やコーディネーターが担っている状況である。すなわち、子ども教室の実施において一番の課題となるのは、やはり担い手の確保である。
- また、平塚市では公民館や「子どもの家」事業のほか、地域で進める「寺子屋」など、放課後の学習支援や週末等の子どもたちの居場所づくりを目的とした様々な取組が行われている。そのため、市民のニーズが放課後子ども教室のみに集中していないという実情もある。
- さらに、今後30人学級化が進められた際には、余裕教室の確保が難しくなると予想している。直近では児童数増加に伴って児童クラブの学校内移転を進めているが、少人数学級化が進めば、場所の確保に向けた学校との調整も難化する可能性がある。

以上

1-7. 新潟県新潟市

1. 放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施について

1) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の運営状況

(所掌体制)

- 放課後児童クラブは首長部局内（こども未来部）、放課後子供教室は教育委員会内で所掌している。

(放課後児童クラブ)

- 市内の放課後児童クラブは、公立民営の「ひまわりクラブ」が中心で 148 か所に設置している（公立のみ「ひまわりクラブ」と呼称）。設置場所は①小学校内、②小学校の敷地内、③子どもたちが歩いて行ける公共施設、の優先順位としており、新・放課後子ども総合プランでいう「小学校内等」の範囲内にて実施し、子どもたちが安全に過ごせるよう配慮している。
- また、一部の私立幼稚園、NPO 法人、保護者会、地域コミュニティ協議会等を運営主体として、民立民営の放課後児童クラブが 34 か所設置されている。

(放課後子供教室)

- 市内では 20 年前から、子ども（小学校 1 年生～6 年生）と地域住民との多様な活動を目的として「ふれあいスクール」を実施していた。
- 市が作成した「子どもふれあいスクール事業 活動の手引き」に基づき、各学校の PTA と教育委員会の共催により運営している。各学校での事業の運営は PTA を中心とした地域を主体とする組織が行っている。
- 放課後子供教室（ふれあいスクール）の管内実施数は 66 か所で、うち 52 か所では、同じ校舎内や近い敷地に放課後児童クラブが設置されている。放課後子供教室の活動頻度は週 1～3 回程度で、子どもたちの自由遊びを原則としている。
- 放課後子供教室は各学校単位で実施されており、実施校の在籍児童全員が参加可能である。参加にあたっての登録や費用は不要である。

(放課後子供教室におけるスタッフ確保)

- 放課後子供教室の運営においては、PTA 等が「運営主任（地域学校協働活動推進員）」を担い、計画立案、学校との連絡調整等を行っている。学校ごとに複数人の運営主任がおり、放課後子供教室の活動には毎回、運営主任が 1 名以上出席することとなっている。多いところでは 20 人ほどの運営主任がいる。
- また PTA を中心とした地域の方々が、ボランティアとして放課後子供教室の活動を支えている。中には自分の子どもが小学校を卒業したあとも、地域住民としてボランティアに参加する方もいる。組織的な参加はほぼなく、あくまでも小学校区に住む「個人ベース」での参加が多い。農業が盛んな地域であるため、昔から学校ボランティア等、学校と地域とのつながりが深い背景があると思われる。一方で、近年は開設当初から携わっている高齢者が活動から抜けて、運営が厳しくなっているところもある。
- 学校ごとに実施方法は異なるが、多くの学校が学校だより経由でスタッフ募集を行っているようだ。しかし人員確保が難しくなってきたため、近年は PTA 活動の業務の中に放課後子供教室を組み込み、「当番ボランティア」として活動に参加する方を確保するなど、PTA が積極的に放課後子供教室の活動を支えている学校が増えている。
- これについて現場から特に不満等は出しておらず、逆に PTA の活動として正式に位置づけられることで、スムーズに放課後子供教室の活動に参加ができるという声が聞かれている。さらに一部の小規模な学校では、当番ボランティア制度として、全保護者が順番に放課後子供教室のスタッフを担ってもらえるよう振り分けを行っている学校が数校ある。授業参観とは違い、休み時間に近い子どもの様子を見ることができると、仕事を休んで参加した保護者からは「参加してよかった」という前向きな声がほとんどである。
- さらに、地元の学生を中心とした学生ボランティアの受入れを積極的に行っており、講師ボラン

ティアとしてイベントの企画や参加を行っている。教員志望の学生が子どもとの関わり方を学ぶことができるばかりでなく、若い学生との交流の機会とあって、子どもたちにも好評である。現在、15～16の小学校で、50人程度の学生ボランティア、及び大学のイベント企画サークルが関わっている。市としても、放課後子供教室のボランティア確保の面で、大変喜ばしいと感じている。新潟大学では、放課後子供教室等でのボランティア活動を単位認定するシステムがあるが、単位のためというよりも、子どもたちと関わりたいという主体的な姿勢で活動に参加する学生が非常に多い印象がある。

- 市の職員は、学生ボランティアと個々の放課後子供教室との調整や、大学側との連絡を密に行っており、新潟大学を中心に新潟青陵大学、医療福祉大学等と連携している。また市内専門学校の学生もボランティアに参加している。学生ボランティアの希望が大学近くのエリアの小学校区に限られることは課題に感じている。

2) 両事業の整備に関する方針

- 小学校内での放課後児童クラブ活動場所の確保に関しては、こども未来部と教育委員会や学校の先生方との間での調整になるのだが、組織間のつながりが薄く、理解してもらえないことが課題だった。令和3年度よりこども未来部に教員OB（元校長等）を配置し、余裕教室の活用等学校側との調整が必要な業務を担っていただいたことで、学校側との調整がスムーズになった。

3) 両事業の連携、又は一体型実施に対する方針

- 両事業の参加児童が一緒に学習や体験活動を行うことができる「共通プログラム」として、スポーツ大会等の行事や避難訓練等のイベントを実施している。昨年は8件の実施があった。
- 放課後子供教室は平日の放課後と土曜日の午前中に実施しているが、平日は自由遊びが中心となる一方で、土曜日は2時間以上の実施時間があるため、行事を開催することが多い。市では共通プログラムの企画案をまとめた「ふれあいプログラム集」（冊子体）を作成し、アイデアの共有や取組の横展開を図っている。実施にあたっては、企画段階から両事業が連携して取り組むことが重要と感じている。
- なお、共通プログラム以外でも、放課後児童クラブの児童は放課後子供教室に自由に参加することができる。土曜日は両事業の開所時間が違うため、子どもはまず放課後児童クラブに行き、その後放課後子供教室に参加するケースが多い。
- 両事業の実績報告に向けて、各学校の連携方法や感想等を聞き取るアンケートを実施したり、日誌等から状況把握するなどを行っている。

2. 両事業の連携強化に向けた取組

（両事業の実施に関する検討体制）

- 市全体で両事業のあり方について検討するため、「放課後子どもプラン推進委員会」を設置している。学識経験者や行政関係者等で構成し、放課後児童クラブと放課後子供教室がどのように連携すると良いかについて検討している。
- 併せて、放課後子供教室を実施している各学校で「ふれあいスクール運営委員会」を組織している。参加者はPTAの代表、学校の代表、運営スタッフの代表（運営主任等）、地域団体の代表、地域教育推進課職員等である。
- 放課後児童クラブの職員に運営委員会への参加義務はないが、依頼するとほぼ出席してくれている。「ふれあいスクール」の活動方針や安全管理等を知る機会にもなると好評である。
- このような取組を研修会で周知することで、各施設の運営主任が自校の放課後児童クラブの職員に伝達し、横に広がっていつている。学校によっては、放課後児童クラブ職員が運営委員会に参加することが当たり前とされるほど、両事業間で良い関係性を築いている。
- 両事業での連携推進において、責任問題等の課題にぶつかることは避けられない。しかし、まずは同じ会議の場に集まり情報を共有すること、また一つの議題について一緒に考え互いの理解を

深めることが、「連携」の入り口であると捉えている。新潟市では、両事業の職員が子どもたちの放課後について一緒に検討することを「熟議」と呼び重んじている。なお、連携推進のため、「職員同士が直接子どもたちの出欠について情報交換することも“連携”であること」、また「情報共有・協議のために各学校で最低年1回の運営委員会を実施すること」を市から呼びかけている。

(研修)

- 放課後児童支援員等の資質向上に向け、新潟県が主催する研修への参加のほかに、支援員が集まる情報交換会という位置づけで、独自の「新潟市放課後児童クラブネットワーク研修会」を実施している。
- また、放課後子供教室の運営主任を対象とした研修を、地域教育推進課（教育委員会）主催で年3回実施している。特別な配慮を必要とする子どもへの関わり方や、報酬等の事務的な処理方法が主なテーマとなっている。ほかにも各学校の実践例の報告を行ったり、講師を招き子育てについての講演会を実施したりしている。事業の方針から本来は対面開催が望ましいと考えているが、コロナ禍の現状を考慮し、自宅でも再生できるように1回目と2回目はDVDを各学校に1枚ずつ配布して回覧してもらっている。さらに2回目はDVDに加えて、バーコードリーダーを配布するオンライン配信（YouTube、教育委員会のアカウントを使用）で研修を受講する形式も行った。
- DVDへの書き込み作業は手間がかかるが、全員が視聴しやすいという声があった。一方で、学校内で一枚しか配布しないため、だれか一人が所有しつづけると全員に回覧できない恐れがあるとして、オンライン配信も行った。対面開催こそ価値がある研修だと考えているため、あくまでも一時的な方策として採用した。

(処遇)

- 放課後児童支援員等の処遇改善は、令和元年度までは市独自のベースアップがあったが今は据え置きとなっている。国が用意しているキャリアアップ処遇改善事業は、通年活用している。

(責任の所在)

- 学校での活動には学校管理下の保険、放課後子供教室での活動には放課後子供教室が加入する保険、放課後児童クラブでの活動には放課後児童クラブが加入する保険が適用されることとなり、放課後子供教室実施校の子どもは全員、団体総合補償制度費用保険に加入している。活動参加時間ごとの保険適用範囲は所管部局内で整理しており、責任体制を明確化した上で対応にあっている。基本的には学校に責任が問われないよう配慮している。
- 放課後児童クラブで学校施設の一時的な利用をお願いする際、何かあったときは放課後児童クラブ側で責任を持つ旨を伝えている。また予め備品等の使用に関するルールを決めている。
- 必要に応じて、学校と各放課後児童クラブとの間で合意書を用意している。コロナ禍では「密」の回避のため、場所の利用へのさらなる制約がかかっており、学校施設の一時的な利用にあたって合意書を交わし、借りる時間と場所、使い方のルール等をまとめているケースもある。

(両事業のスタッフ間の連携)

- 日常的に、両事業のスタッフが目視で子どもの出欠状況を確認するために、放課後児童クラブ・放課後子供教室を行き来することがたびたびある。そのほか、両事業の予定（おたより）を直接交換する、放課後児童支援員にふれあいスクール運営委員会（上述）へ参加してもらうなど、両事業のスタッフの関わりを確実に深める工夫を行っている。

(安全管理)

- 国の方針に基づいたコロナ禍での「安全衛生管理マニュアル」を作成し、すべての放課後子供教室実施校に配布している。一方、放課後児童クラブは、それぞれ運営事業者が作成したマニュアルを有している。手を何秒間洗うかなど、指導方法の細かい部分において両事業間で方針が異なる場合は、学校の方針に統一する方向ですり合わせを行うことにより、子どもが混乱しないようにしている。

3. 一体型実施、又は両事業の連携による成果、課題

- 放課後子供教室に放課後児童クラブの職員が顔を出した際、子どもが非常に喜ぶという話があった。スタッフが両事業を行き来し、子どもたちと直接話しながら出欠状況を確実に把握することは、子どもたちの安全確保の観点からも、スタッフが安心できるという観点からも重要である。また、放課後子供教室を実施している時間は、放課後児童クラブの利用児童数に比較的余裕があるため、放課後子供教室に顔を出して活動に参加するという考え方のスタッフもいる。事業の垣根を越えて、両事業のスタッフに見守られることは、子どもたちの安心につながる。
- 職員同士のコミュニケーションは重要だが、それぞれ異なる運営事業者の下で業務に従事する立場にあるため、当人同士で連携に関する話し合いをしても、上手く実行に移せないことがある。両事業を一体型実施する場合、実態として職員・スタッフに別事業の業務を頼むことにもなるため、運営事業者の理解と後押しがあることで、市としても両事業の一体型を推進しやすくなる。

(人員不足)

- 「ふれあいスクール」事業を始めて20年になり、ボランティアの高齢化が進んでいる。人手不足の声は聞くものの、PTAや学生の力を取り入れるなど、工夫して運営している。
- 一方で、最近では特別な配慮を必要とする子どもが増えており、現状の体制では人手が足りない場合がある。しかし、人員の加配においては、ある程度の知識や経験等を有する人材を配置する必要があるため、安易に人を雇うこともできない。

以上

1-8. 山口県萩市

1. 放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施について

1) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施状況

- 放課後児童クラブは各小学校区に1か所、全 16 か所に設置している(県の運営する萩総合支援学校にも市の児童クラブを設置しており、これを含む)。運営形態は、全て公立公営である。
- 放課後子ども教室(同市の表記を適用、以下同じ)は市内 20 か所で開催している。実施場所は小学校や公民館、セミナーハウス、児童館等の市の施設等で、運営も市が担う(公営)。
- 放課後子ども教室の活動には、学校がある日の放課後に定期で開催する活動と、土曜日等の学校休業日に単発で開催する活動とがあり、活動内容や活動場所も様々である。

図表1 放課後児童クラブ実施状況(令和3年度)

クラブ名	登録児童数(人)							
	利用形態	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
明倫①	合計	49	63	0	0	0	0	112
	通年利用	46	49					95
	長期休業利用	3	14					17
明倫②	合計	0	0	56	30	13	12	111
	通年利用			47	15		3	65
	長期休業利用			9	15	13	9	46
児童館	合計	16	13	10	9	11	5	64
	通年利用	16	12	10	7	5	2	52
	長期休業利用		1		2	6	3	12
椿東①	合計	30	47	0	0	0	0	77
	通年利用	25	41					66
	長期休業利用	5	6					11
椿東②	合計	0	0	38	25	11	6	80
	通年利用			28	16	4	3	51
	長期休業利用			10	9	7	3	29
椿西①	合計	11	8	11	10	4	2	46
	通年利用	10	8	9	6	2		35
	長期休業利用	1		2	4	2	2	11
椿西②	合計	10	8	7	5	8	2	40
	通年利用	10	5	5	3	2		25
	長期休業利用		3	2	2	6	2	15
白水	合計	5	7	6	5	1	0	24
	通年利用	5	4	5	5	1		20
	長期休業利用		3	1				4
越ヶ浜	合計	5	5	5	3	1	2	21
	通年利用	4	5	3	2		2	16

		長期休業利用	1		2	1	1		5
大井	合計		1	3	2	2	2	2	12
		通年利用	1	3	2	2	1	1	10
		長期休業利用					1	1	2
三見	合計		4	0	5	0	3	2	14
		通年利用	4		5		3	1	13
		長期休業利用						1	1
支援学校	合計		2	2	2	2	0	1	9
		通年利用	2	1	2	2		1	8
		長期休業利用		1					1
川上	合計		3	1	3	4	2	0	13
		通年利用	3	1	3	3	1		11
		長期休業利用				1	1		2
多磨	合計		2	7	2	3	1	0	15
		通年利用	2	6	1	2			11
		長期休業利用		1	1	1	1		4
小川	合計		1	4	2	3	4	5	19
		通年利用	1	2	2	3	3	5	16
		長期休業利用		2			1		3
むつみ	合計		3	2	2	1	5	1	14
		通年利用	1	2	2	1	4	1	11
		長期休業利用	2				1		3
育英	合計		3	5	6	9	2	3	28
		通年利用	3	5	6	7	1	3	25
		長期休業利用				2	1		3
明木	合計		1	4	1	4	2	1	13
		通年利用	1	3	1	1	1		7
		長期休業利用		1		3	1	1	6
佐々並	合計		1	2	2	1	3	2	11
		通年利用	1	2	2	1	3	2	11
		長期休業利用							0
福栄	合計		6	2	6	4	1	8	27
		通年利用	6	2	6	4		5	23
		長期休業利用					1	3	4
合計	合計		153	183	166	120	74	54	750
		通年利用	141	151	139	80	31	29	571
		長期休業利用	12	32	27	40	43	25	179

図表2 放課後子ども教室実施状況(令和3年度)

No.	子ども教室名	実施場所	内容	開催日	令和2年度年間実施日数	一体型	連携型	左記以外	参加児童数
1	明倫小学校放課後子ども教室	明倫小学校	学習、ものづくり	月・水・木・金		○			2508
2	椿東小学校放課後子ども教室	椿東小学校	手話、絵画	年間16日間程度	20	○			153
3	白水放課後子ども教室	白水会館	茶道	毎月第3水曜日	13	○			136
4	越ヶ浜小学校放課後子ども教室	越ヶ浜小学校ほか	別紙参照	年間7日間程度	7	○			69
5	大島公民館放課後子ども教室	大島公民館	学び、体験	毎週水曜日	33			○	495
6	見島っこふれあい教室	見島公民館	学び、体験	火・水(月4日程度)	28			○	248
7	萩セミナーハウス放課後子ども教室	萩セミナーハウス	工作等	月1回	11		○		110
8	児童館放課後子ども教室	児童館	工作等	土曜日、長期休暇時	67		○		311
9	三見公民館放課後子ども教室	三見公民館	体験教室等	年間10日間程度	10		○		32
10	大井小学校放課後子ども教室	大井公民館ほか	音楽・ものづくり	火・水(第2・4)	47		○		201
11	小川公民館放課後子ども教室	小川小学校	体験教室等	年間7日間程度	7			○	13
12	江崎公民館放課後子ども教室	多磨小学校	体験教室等	年間7日間程度	8			○	87
13	弥富公民館放課後子ども教室	弥富小学校	体験等	水曜日	26		○		48
14	明木公民館放課後子ども教室	明木図書館(明木小学校)	読書、紙芝居等	毎週水曜日	91		○		358
15	佐々並公民館放課後子ども教室	佐々並小学校ほか	バトミントン、卓球	火・木・金・土	137		○		961
16	福川公民館放課後子ども教室	福栄小学校	学び、スポーツ	月・水・金	99			○	484
17	川上公民館放課後子ども教室	川上公民館ほか	茶道、華道、将棋等	年5日、土曜日	16			○	68
18	むつみ生涯学習資料館放課後子ども教室	むつみ生涯学習資料館	学び、体験	月～金	228			○	917
19	むつみ子どもの館放課後子ども教室	むつみ子どもの館	学び、体験	土曜日	43			○	9
20	須佐公民館放課後子ども教室	須佐公民館	学び、工作、スポーツ等	毎週水曜日、長期休暇時	74		○		474

- なお、放課後児童クラブの所管は萩市福祉部子育て支援課、放課後子ども教室の所管は教育委員会文化・生涯学習課である。

2) 両事業の整備に関する方針

- 同市の放課後児童クラブ事業は、「空き教室の有効活用」を主な目的として開始したという経緯がある。

そのため、事業実施場所は基本的に小学校の空き教室となっている。ただし、現在は小学校内に放課後児童クラブ専用室を設けているところや、小学校敷地外に設置しているところもある。

- 上記のとおり、放課後児童クラブの利用形態には「通年利用」と「長期休業利用」の2枠があり、長期休業期間中は放課後児童クラブ利用者が増えるため、小学校と交渉して使用していない教室を追加で借りるようにしている。校庭や体育館の使用については、各クラブの職員が都度小学校と交渉・調整を行っているようだ。
- 全小学校区(島しょ部を除く)に放課後児童クラブを設置しており、新たなクラブの開設予定は、今のところない。とはいえ、職員の確保には課題を感じている。放課後児童クラブの勤務時間は午後から夕方となるため子育て世代にとって働きにくく、賃金の面でも好条件とは言い難いためである。ハローワークを通じて募集を行ったり、支援員の知人に声掛けをしてもらったりしているが、なかなか思う成果は得られない。
- 放課後子ども教室は、文化生涯学習課の正職員と会計年度任用職員が企画運営を行い、各地域の有償ボランティアがこれに協力する体制で実施している。たとえば、明倫小学校で実施する「ものづくり教室」には、児童クラブ支援員の経験のある方が有償ボランティアとして参画・協力している。「絵画教室」では市内の絵画教室の先生、椿東小学校の「手話教室」では萩市内の手話グループの方、白水小学校の「茶道教室」には市内で実施されている茶会の先生というように、それぞれの分野に応じて協力者を得ている。また「学びの教室」(タブレット教室)も、担当の社会教育指導員(元教員)が週数回指導している。会計年度任用職員は、運営の補助的な役割を担っている。
- 小学校や活動内容によっては、隣接する施設を利用することもある。担当職員が放課後子ども教室の年間活動計画を立てた後、各小学校や施設に連絡し、実施場所を確保する。

3) 両事業の連携、又は一体型実施に関する方針

(これまでの経緯)

- 平成 17 年3月に、萩市と阿武郡川上村、田万川町、むつみ村、須佐町、旭村、福栄村の1市2町4村が合併して、新しい「萩市」が誕生した。各市町村では、合併前からそれぞれ放課後児童クラブ事業を実施していた。
- 放課後子ども教室は、最も早いところで平成 19 年にスタートした。現在実施中のほとんどが平成 20 年度以降に開始したものである。放課後子ども教室には学びの要素が入るものの、先行して始まっていた放課後児童クラブとはほぼ同じような事業として受け止められていた。また、両事業間の情報共有や子どもたちの行き来はなく、それぞれに運営を行っていた。しかし、(放課後子どもプラン等の)国の政策もあり、平成 22 年頃から連携を推進するようになっていった。
- 一体型実施は、まず市内1校で試行的に開始した。放課後児童クラブ登録児童と放課後子ども教室登録児童の双方が参加できるイベントを企画し、実施したのが最初である。「子どもを預かる」という目的の下で運営する放課後児童クラブでは、なかなかイベント等を実施できていない実態がある一方、放課後子ども教室では子どもに様々なイベント等が実施されており、非日常の体験が提供されていることから、放課後子ども教室に放課後児童クラブの子どもが参加しても良いか、という相談の下、ボトムアップ的に一体型での実施・連携した実施が始まったものと推察する。また、放課後子ども教室側としても、参加者数を確保するために、放課後児童クラブの子どもに参加してもらいたいという思いがあったかもしれない。

(一体型実施・連携した実施の状況)

- 現在、4か所の放課後児童クラブ・放課後子ども教室が一体型として実施している。また、一体型ではないものの、8か所の放課後子ども教室に、放課後児童クラブ利用児童が参加可能となっている(連携した実施)。
- 萩市で一体型として特徴的な取組を行うものが4か所(明倫小学校、椿東小学校、越ヶ浜小学校、白水小学校)がある。放課後子ども教室で年に4回程度(コロナの影響により、一昨年以降は実施回数が減少)、土曜日に放課後児童クラブとの共同開催によるイベントを実施するものである。
- 放課後児童クラブの職員は、共通プログラムの運営には参加しないが、実施場所への引率、活動に参加せず放課後児童クラブに残る子どもの見守りを行う。一方で、不定期のイベント(土曜日等に実施する

もの)実施は、放課後児童クラブの登録児童のほぼ全員が放課後子ども教室の活動に参加することとなり、参加人数も多いため、放課後児童支援員が児童の引率だけでなく活動時の見守りにも加わる。

- 活動内容の企画は文化生涯学習課が担う。前年度に年間計画を起案し、子育て支援課にこれを説明、了承を得た後に協議会(活動従事者による会議体、詳細は後述)での説明を経て確定するというのが基本的な流れである。活動の周知に向けては、文化・生涯学習課が作成した案内文を放課後児童クラブに配布し、児童の参加申込を受け付ける。

(越ヶ浜小学校における実践)

- 越ヶ浜小学校では、放課後児童クラブと放課後子ども教室の実施開始当初から共通プログラムを行っている。プログラム実施場所は小学校に限らず、近隣の資源を活用しながら多様な活動(自然観察、サツマイモ掘り、伝統行事体験等)を行っている。
- 同小学校では、両事業の実施開始当初から協議会を設けて連携した活動体制を構築しているため、ごく自然な流れの中で一体型実施を実践している。共通プログラムへの参加人数は十数名と適度な人数規模となっていることも、充実した活動ができてきている理由の一つであろう。
- 萩市、阿武町全域と山口市阿東地域をエリアとする萩ジオパークは、2018年に日本ジオパークに認定され、「大地と人のつながりを楽しむ」ことのできる場所として活動しており、同小学校の所在地はその中心となる地域である。そういった環境の中で、萩ジオパークを活用した「笠山自然観察」「サツマイモの苗植え・収穫」「魚釣り」等の放課後子ども教室を実施している。日本ジオパークに認定された際に、市のジオパーク推進課の担当職員が講師となって放課後子ども教室のイベントに協力した。その後、地元の活動グループ「笠山ジオの会」に引き継がれ、教室のプログラムに協力している。
- 放課後子ども教室の運営委員会には17名が参画している。構成員は、学校運営協議会の役員、校長、教頭、PTA会長、民生委員、放課後児童支援員、漁協役員と様々である。また、構成員以外の地域の方も活動に対して非常に協力的であり、活動実施においては恵まれた地域といえる。協力者は年配の方が多く、地域の後継者を育てたいという思いがある。
- 越ヶ浜は地理的に半島に位置しており、独特の地域性を持つ。歴史的には北前船の寄港地であったことから港町として栄えた地域で、漁業が盛んである。また、椿の群生林や天然記念物の汽水湖「明神池」など、観光資源が豊富だ。地域の方たちは、地域の魅力・特色を次の世代にも理解してもらい、引き継いでいきたいという強い思いを持っている。地域の特産物(水産物)を生活の糧としていることから、地域に対する意識・愛着もひとときわ高いものとする。漁業集落は、もともと家が密集しており、隣近所等の人同士の結びつきが強いことも、地域住民が子どもたちの活動に協力的である一因かもしれない。

(その他の特徴的な取組)

- 白水小学校では現場の要望により、夏休みに1回、近隣の福祉施設を利用して共通プログラムを実施している。そのほか、定期的活動として年間10回程度の共通プログラムがある。
- 椿東小学校の放課後子ども教室は年に10～11回程度(おおよそ月に1回の頻度)実施されており、放課後児童クラブ利用児童も希望により参加可としている。実施場所は小学校敷地内の施設である。
- 明倫小学校では放課後子ども教室がほぼ毎日実施されており、放課後児童クラブ利用児童も希望に応じて参加できる。一方で、同小学校は登録児童数が多く、放課後児童クラブ利用児童が放課後子ども教室のイベントへ参加することによる放課後児童支援員の負担も大きいことから、連携した実施に係る課題も多い。

2. 両事業の連携強化に向けた取組

(協議会の設置)

- 一体型として実施する地域のほとんどが、協議会を設置している。放課後子ども教室の活動については、文化生涯学習課が年間計画を立て、書面で関係者に配布する。協議会が設置されているところでは、その年間計画を参照しながら話し合いを実施し、前年度の振り返りと次年度の活動計画承認を行う。
- 協議会を設置していない小学校では、前年度の実施状況と次年度の運営に関するアンケートを配布し、その結果を参考にして文化生涯学習課が次年度計画を立て、了承を得る。

3. 一体型実施の成果と今後の課題

- 一体型を実施することで、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の登録児童が集まり、子ども同士の交流が拡大・充実する。このことが、山口県が取り組む個人や人間関係のより良い変容をめざした「AFPY(やまぐちふれあいプログラム)」を実践する場となっており、皆で何かをやり遂げよう、取り組もうという意識を育てる効果があると感じている。実際に、一体型での実施は両事業職員・スタッフ間の相互理解につながるという声が、現場からも聞かれている。
- 保護者からも、子どもに様々な体験を提供し、人間力の醸成につながるという点で、評価を得ていると思われる。そのため、協力者を増やすことで、一体型の実施回数を増やすことも考えたい。
- 放課後児童クラブでイベントを企画すると、どうしても子どもを守る方向に意識が強く向いてしまいがちである。放課後子ども教室が企画するイベント等に、放課後児童クラブ利用児童が参加できることは、子どもたちにとって楽しめる時間・機会が増えることになるので、今後も継続していきたい。
- 放課後児童クラブと放課後子ども教室では、子どもへの関わり方が異なる。前者は子どもを守ること、后者はチャレンジすることを重視した計画づくりが行われる。それぞれ異なったアプローチがなされることで、子どもの体験が広がり、相乗効果ももたらされているのではないかと感じている。
- 少子化により児童数が減少する状況ではあるが、働く保護者は増えており、放課後児童クラブの利用者数も増える傾向にある。そうすると、放課後児童クラブの利用児童のうち希望する者全てが放課後子ども教室の活動に参加するということが難しい状況も生じてくるだろう。今後は、放課後児童クラブ利用児童が共通プログラムに参加する場合のルール(参加可能な人数の枠を決め、順番での参加とする)を工夫する必要がある。同時に、空き教室や人員の確保等の問題にも対応する必要がある。
- また、共通プログラムの実施が放課後児童支援員にとって負担となつてはならない。活動に関わるスタッフの負担や不満を解消してこそ、真の成果につながる。現場の実情に配慮した運営計画も、今後の活動方針を考えるうえで重要な検討事項といえる。

図表3 AFPY
(やまぐちふれあいプログラム)



以上

1-9. 大阪府吹田市

1. 放課後児童クラブ・放課後子供教室の実施について

1) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施状況

- 市内 36 の全小学校区で、放課後児童クラブと放課後子供教室を実施している。
- 放課後子供教室は、以前(15 年くらい前)より教育委員会内所管となり、現在は教育委員会地域教育部青少年室が所管している。同様に、放課後児童クラブは市長部局の児童部所管であったのが、5年ほど前に教育委員会地域教育部放課後子ども育成室に移管となった。
- 放課後子供教室には、「太陽のひろば」と「地域の学校」の2つの種類がある。学校がある日の放課後に実施するのが「太陽のひろば」、学校休業日に実施するのが「地域の学校」である。以下は、「太陽のひろば」について詳述する。
- 「太陽のひろば」は、地域教育協議会に委託して実施している。私立学校や支援学校に通学する子どもも、それぞれが住む小学校区内の活動に参加できる。支援を要する子どもについては保護者同伴としている。
- 参加方法については、36 の小学校区ごとに様々なパターンがある。うち 10 校の教室では週に複数回開催しており、登録制での参加としている。それ以外の教室は、学校が早めに終わる水曜日を中心に実施しており、参加方法(登録制／自由参加制)は委託団体がそれぞれに判断している。活動内容は「児童数等の地域の実情に合わせたもの」を基本ルールとしており、自由遊びが中心となっている。
- 「太陽のひろば」の活動を支えるのは地域ボランティアの方で、同市ではこの方たちを「フレンド」と呼んでいる。保護者、保護者OB、高齢者クラブ等の地域団体メンバー等がフレンドとなって、見守り等で協力くださっている。

2) 両事業の整備に関する方針

- 放課後子供教室は 36 校すべてで実施しており、今後、教室数を増やす予定はない。
- 一方で、水曜日を中心に開催している教室においては、学校の教育課程が変更されたことによる授業数の増加により、曜日を固定した開催が難しくなっている。そのため、学校と調整をしながら、水曜日に限らず、学校が早く終わる日に開催するよう促している。
- たとえば、懇談会の日や家庭訪問実施日等には、学校が早く終わる。このような日に放課後の時間を活用して放課後子供教室を開催するという取組を普及させていきたい。現在1校ではこれを実践できているが、この取組をより多くの学校で実践することで、子どもの居場所の確保につながると考えている。

3) 両事業の連携、又は一体型実施に関する方針

- 十分な広さの活動場所が確保できない場合を除き、基本的には放課後児童クラブ利用児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動に参加できることを基本方針としている。ただし、放課後児童クラブ登録児童の放課後子供教室参加方法は、地域により異なる。放課後子供教室へ参加する場合には放課後児童クラブを「欠席」として扱うところもあれば、放課後児童クラブに来所した後、一斉に放課後子供教室の活動場所へ向かうところもある。
- (現在はコロナの影響で開催を見合わせているが)放課後の子どもたちに多様な体験を提供するため、放課後子供教室では紙芝居等の活動プログラムを実施している。放課後児童クラブ利用児童もこれに参加できる。
- また、放課後児童クラブでは年に1回お祭りを開催している。これに放課後子供教室の登録児童を招待し、一緒に遊ぶという関わりもある。

2. 両事業の連携強化に向けた取組

(市の職員による活動サポート)

- 放課後子供教室のボランティア(フレンド)は基本的に1日当たり3人体制で見守りを行っているが、コロナの流行により衛生管理等の業務が増えたことで、ボランティアや学校等から「管理体制を充実させて

ほしい」という声が出てきている。その場合は、担当課の職員が出向いて見守り等の活動に協力している。

- ボランティアとは別に、ブロックアドバイザー（市の会計年度任用職員）3名（週5日・1日当たり5時間勤務）が、一人当たり2校を担当し、曜日ごとに担当校を巡回して助言や活動のサポートを行っている。
- 上記の者は学校での管理職経験を有し、水曜日を中心に放課後子供教室の活動に参加している。ブロックアドバイザーには、学校の事情に精通している人材を配置していることから、児童の見守りだけでなく、余裕教室利用に関する学校との調整、地域から学校への要望の伝達等、学校と地域の橋渡し役を担ってもらっている。

（連携会議・運営会議の開催）

- 各小学校区において放課後児童クラブと放課後子供教室、学校、地域住民の4者が参加し、放課後児童クラブ・放課後子供教室の運営方法について話し合う「連携会議」を開催するよう促している。開催頻度は、月1回や学期に1回等、学校によって異なる。会議では、どのように子どもたちの居場所を確保するか、学校の現状がどうなっているかなどについて、互いに情報を共有し話し合っている。
- 連携会議とは別に、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく運営会議を年2回実施している。運営会議には校長会の代表、PTA代表等が出席し、市全体の放課後施策を検討している。

（安全管理）

- 安全管理に関する認識統一のため、放課後児童クラブ、放課後子供教室、小学校との3者で一緒に避難訓練を実施している。
- 放課後児童クラブ・放課後子供教室のそれぞれにおいて、ケガや事故への対応や災害時の対応、コロナ禍での育成支援・活動等に関するマニュアルやルールを作成している。そのため、それぞれのルールを共有したうえで、両事業間で子どもの行き来がある時間帯には、同じ方針・ルールの下で対応がなされるよう、調整を行っている（マスク着用基準、使用可能な遊具・備品、避難経路、救急車の要請判断基準等）。

（研修の実施）

- 子どもの健全育成に関わる関係者間の理解を促し、同じ認識の下で子どもに関わる体制を構築するため、青少年室が企画する青少年指導者講習会（年に6回計画）に放課後児童クラブ職員、児童センター及び児童会館職員、見守りに協力する地域の方、PTAの方、青少年指導員等が参加できるようにしている。
- 研修は、活動プログラムに関すること、子どもとの関わりなど幅広いテーマとし、外部の講師を招いて実施している。講座によって参加人数は異なるが、各講座平均で約40～50名に参加いただいている。近年は発達障害をテーマにした講座への関心が高く、100名近い参加者を得ている。

（利用者への事業内容の周知）

- 毎年、事業内容や前年度の活動実績をまとめた事業概要を作成しており、同市に視察等の来訪者があった場合には配布している。また、講座等を開催した際にも、報告書等を作成している。

3. 一体型実施又は両事業の連携による成果、課題

- 一体型として実施する放課後子供教室の活動に地域の協力を得ることで、地域の方々が放課後児童クラブ利用児童を含めたより多くの子どもの放課後の様子を見ることができている。これによって、子どもと地域との間に顔の見える関係性がつくれ、「登下校中の子どもに声を掛ける」「地域内の安全確保に目を配る」等、地域で子どもを見守る目を増やすことができている。
- 一体型実施・連携した実施の推進にあたり、同市では児童数の増加により、放課後児童クラブ利用児童と放課後子供教室参加児童と一緒に活動することが難しいという課題が生じている。児童数が1,000人を超える学校では、放課後子供教室参加児童が200名、放課後児童クラブも200名という規模になる。こうした中で両事業に参加する児童が同時に校庭で遊ぶとなると、安全確保の面で難しさがある。放課後児童クラブと放課後子供教室の活動時間や場所について細やかな調整を行う、コーディネーターが必要だと思われる。
- 現状では、地域ボランティアの方が両事業間の日々の調整を担ってくださっている。ブロックアドバイザー

ーがコーディネートする場合もあるが、主体となって動いているのは地域住民であり、新型コロナウイルスの感染対策による密の回避も考慮しながらの調整であるため、負担になっているのではないかと感じている。

以上

厚生労働省 令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施における連携に関する調査研究 報告書

2022(令和4)年3月発行

発行・編集／みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

社会政策コンサルティング部

〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2丁目3番地

TEL 03-5281-5276
